

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年11月9日

【会社名】 C H I グループ株式会社

【英訳名】 CHI Group Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長 石井 昭
代表取締役副会長 西村 達也
代表取締役社長 小城 武彦

【本店の所在の場所】 東京都新宿区市谷左内町31番地2

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 丸善株式会社
常務取締役管理本部長 松尾 英介
株式会社図書館流通センター
取締役経営管理室長 森 孝司

【最寄りの連絡場所】 丸善株式会社
東京都中央区日本橋3丁目9番2号
株式会社図書館流通センター
東京都文京区大塚3丁目4番7号

【電話番号】 丸善株式会社
03 - 3272 - 7011
株式会社図書館流通センター
03 - 3943 - 7011

【事務連絡者氏名】 丸善株式会社
常務取締役管理本部長 松尾 英介
株式会社図書館流通センター
取締役経営管理室長 森 孝司

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 27,403,984,435円
(注) 本届出書提出日現在において未確定であるため、丸善株式会社(以下「丸善」といいます。)においては第201期第2四半期会計期間末(平成21年7月31日)及び株式会社図書館流通センター(以下「TRC」といいます。)においては最近事業年度末(平成21年3月31日)現在における株主資本の額(簿価)を合算した金額を記載しております。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	60,128,687株 (注1, 2, 3)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式です。単元株式数は100株であります。 (注4)

- (注) 1. 普通株式は、平成21年9月29日開催の丸善・T R C両社の取締役会の決議（株式移転計画の承認）、平成21年11月25日に開催（会社法第319条第1項の規定に基づき種類株主総会の開催が省略され、株主総会決議あったものとみなされる場合も含まれます。以下同じです。）予定の丸善・T R C両社の臨時株主総会及び丸善の種類株主総会（普通株式の株主（以下「普通株主」といいます。）による種類株主総会、第1回A種優先株式の株主（以下「第1回A種優先株主」といいます。）による種類株主総会、第1回B種優先株式の株主（以下「第1回B種優先株主」といいます。）による種類株主総会、第1回C種優先株式の株主（以下「第1回C種優先株主」といいます。）による種類株主総会、第1回D種優先株式の株主（以下「第1回D種優先株主」といいます。）による種類株主総会）の特別決議（株式移転計画の承認）に基づき行う株式移転（以下「本株式移転」といいます。）に伴い発行する予定です。
2. 平成21年7月末日時点における丸善の発行済みの普通株式の総数176,403,360株、第1回A種優先株式の総数11,120株、第1回B種優先株式の総数11,120株、第1回C種優先株式の総数11,120株及び第1回D種優先株式の総数11,120株、並びにT R Cの発行済み株式の総数532,101株に基づいて記載しております。
- ただし、丸善及びT R Cは、本株式移転の効力発生までに、現時点で保有し、又は今後新たに取得する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、丸善が平成21年7月末日時点で保有する自己株式である丸善の普通株式376,958株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、実際に消却される自己株式数については現状において未確定であるため、実際に当社が交付する新株式数は変動することがあります。
3. 丸善及びT R Cは、当社の普通株式について、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）に新規上場申請を行う予定です。
4. 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。
- 名称 株式会社証券保管振替機構
住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【募集の方法】

株式移転によることとします。（注1，2）

- (注) 1. 普通株式は、本株式移転により当社が丸善及びT R Cの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）の丸善の普通株主、基準時の丸善の株主名簿に記載又は記録された第1回A種優先株主、基準時の丸善の株主名簿に記載又は記録された第1回B種優先株主、基準時の丸善の株主名簿に記載又は記録された第1回C種優先株主、及び基準時の丸善の株主名簿に記載又は記録された第1回D種優先株主、並びに基準時のT R Cの株主名簿に記載又は記録されたT R Cの普通株主に対し、それぞれその所有する株式に代わり、丸善の普通株式1株につき0.1株、第1回A種優先株式1株につき145.0株、第1回B種優先株式1株につき145.0株、第1回C種優先株式1株につき145.0株、第1回D種優先株式1株につき145.0株、T R Cの普通株式1株につき67.8株の割合で割り当てられ、各株主に対する発行価格は発行価額の総額を発行数で除した額、そのうち資本に組み入れられる額は資本組入額の総額を発行数で除した額となります。発行価額の総額は、本届出書提出日において未確定であります。丸善においては第201期第2四半期会計期間末（平成21年7月31日）及びT R Cにおいては最近事業年度末日（平成21年3月31日）現在における株主資本の額を合算した金額は27,403,984,435円であり、発行価額の総額のうち3,000,000,000円が資本金に組み入れられます。

2. 当社は、「1 新規発行株式」に記載の普通株式について東京証券取引所への上場申請手続を行い、平成22年2月1日より上場する予定です。

東京証券取引所への上場申請手続は、東京証券取引所有価証券上場規程第201条第2項に基づいて行い、同規程に定めるいわゆるテクニカル上場（同規程第2条第（73）号、第208条）により平成22年2月1日より東京証券取引所に上場する予定です。テクニカル上場とは、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等（効力発生日等から6か月以内に上場申請するものに限り）（東京証券取引所有価証券上場規程施行規則第216条第1項。）について、同規程に定める流動性基準への適合状況を中心に確認し、速やかな上場を認める制度です。

3【募集の条件】

(1)【入札方式】

【入札による募集】

該当事項はありません。

【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

該当事項はありません。

【申込取扱場所】

該当事項はありません。

【払込取扱場所】

該当事項はありません。

4【株式の引受け】

該当事項はありません。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

該当事項はありません。

(2)【手取金の使途】

該当事項はありません。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

東京証券取引所への上場について

当社は、前記「第1 募集要項」における新規発行株式である当社普通株式について、前記「第1 募集要項 2 募集の方法」（注）2記載のテクニカル上場の方法により、東京証券取引所への上場を予定しております。

第3【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【組織再編成（公開買付け）に関する情報】

第1【組織再編成（公開買付け）の概要】

1【組織再編成（公開買付け）の目的等】

1. 経営統合の目的及び理由

平成20年の書籍・雑誌を合わせた出版物販売額は前年比3.2%減の2兆177億円と4年連続で前年割れという厳しい状況が続き、また新刊本の返本率が40%台で高止まりするなど、出版流通業界のさまざまな課題に対する解決への取り組みが求められています。

そのようななか、大日本印刷株式会社（丸善、T R C 及び株式会社ジュンク堂書店（以下「ジュンク堂」といいます。）の親会社、以下「D N P」といいます。）、丸善、T R C 及びジュンク堂の4社は、ともに進める教育・出版流通事業（以下「本件事業」といいます。）において、相互に連携を図りながら、業界全体の課題解決に積極的に取り組み、業界の活性化をリードしていくことに取り組んでまいりました。

そして、この取り組みを推進するためには、T R C が持つI T、物流システム、販売手法に関する高度なノウハウと、丸善が持つブランド力、顧客基盤や店舗事業・出版事業などでの多面に亘る「知」とのかかわりを同一の経営体制のもとで共有・融合して発展させることがより有効であるとの判断に至り、これらによる業績の向上とさらなる日本の知の発展への貢献を目的として、各社の協力関係をさらに強化し、本件事業をより強力に推進するための基盤として、丸善及びT R C が株式移転の方法で共同持株会社を設立することといたしました。

2. 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編対象会社と提出会社の企業集団の関係

(1) 提出会社の企業集団の概要

提出会社の概要

(1) 商号	C H I グループ株式会社		
(2) 事業内容	書籍及び雑誌等の販売、学術情報その他情報提供サービス業、並びに図書館業務の請負及び図書館等の教育施設の運営代行、建築工事の設計・管理及び請負業、図書、雑誌の出版業等の事業を営む会社の株式を保有することによる当該会社の事業活動の管理他		
(3) 本店所在地	東京都新宿区市谷左内町31番地 2		
(4) 代表者及び役員の就任予定	代表取締役会長	石井 昭	現(株)図書館流通センター 代表取締役会長
	代表取締役副会長	西村 達也	現大日本印刷(株) 常務役員
	代表取締役社長 兼最高経営責任者	小城 武彦	現丸善(株) 代表取締役社長
	取締役	小澤 嘉謹	現(株)図書館流通センター 代表取締役
	取締役	土方 裕之	現丸善(株) 常務取締役
	取締役	松尾 英介	現丸善(株) 常務取締役
	常勤監査役 (社外)	栗林 忠道	現(株)図書館流通センター 監査役
	監査役(社外)	古谷 滋海	現丸善(株) 社外取締役 現大日本印刷(株) 役員管理部長
	監査役(社外)	峯村 隆二	現大日本印刷(株) 役員法務部長
監査役(社外)	橋本 博文	現(株)図書館流通センター 取締役 現大日本印刷(株) 事業企画推進室長	
(5) 資本金	30億円		
(6) 純資産(連結)	未定		
(7) 総資産(連結)	未定		
(8) 事業年度の末日	1月31日		

提出会社の企業集団の概要

当社と丸善及びT R Cの状況は、以下のとおりです。

丸善とT R Cは、両社株主総会による承認を前提として、平成22年2月1日（予定）を期して、本株式移転により、株式移転完全親会社たる当社を設立することについて合意しております。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社)					
丸善(株)(注1, 2)	東京都中央区	5,821	書籍・文具等の販売業、出版業、建築工事の設計、学校教育事業に関する経営コンサルティング業務	100.0	役員の兼任等... 3名
(株)図書館流通センター	東京都文京区	266	書籍販売・データ作成・図書館業務請負等を含む一貫性のある図書館支援業務	100.0	役員の兼任等... 3名

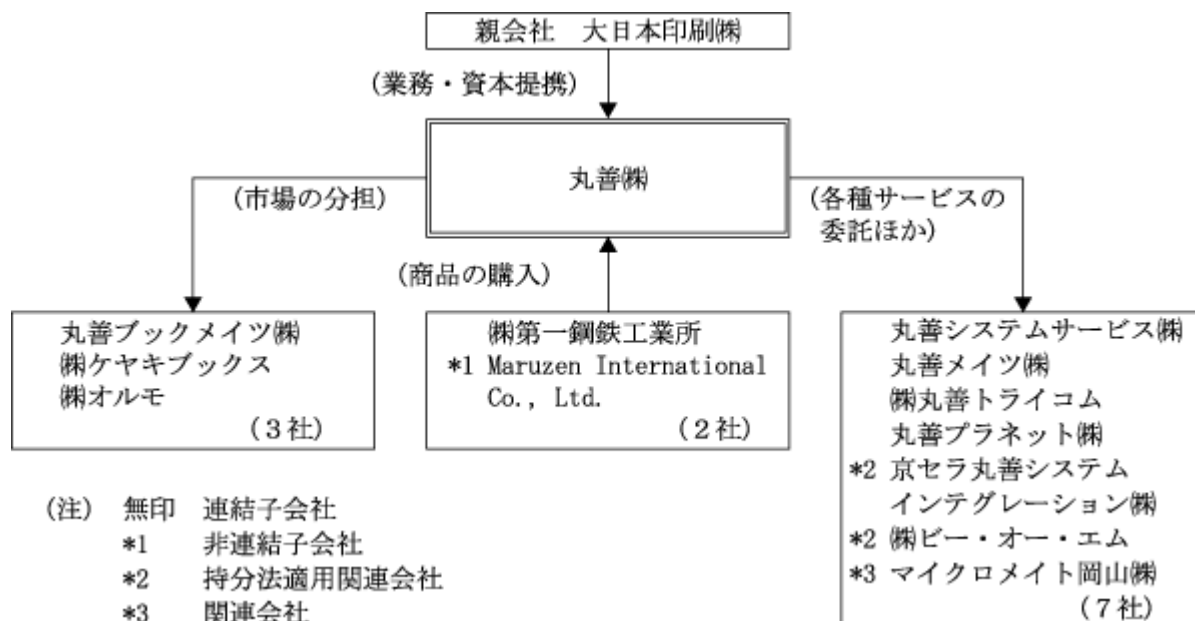
(注) 1. 有価証券報告書の提出会社であります。

2. 特定子会社であります。

本株式移転に伴う当社設立後、丸善及びT R Cは、当社の株式移転完全子会社となります。当社の完全子会社となる丸善の平成21年7月31日現在及びT R Cの平成21年3月31日現在の状況は、次のとおりであります。

丸善

丸善グループ（丸善及び丸善の関係会社、以下同じです。）の状況を事業系統図によって示すと、次のとおりであります。



関係会社の状況

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容 (注1)	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(親会社)					
大日本印刷(株)(注2)	東京都新宿区	114,464	印刷事業及び 清涼飲料事業	(被所有) 51.3	印刷物の仕入 役員の受入等...3名
(連結子会社)					
丸善システムサービス(株)(注3)	東京都中央区	30	店舗内装事業 及びその他事 業	100.0	不動産の賃貸・管理業 資金の貸付 役員の兼任等...1名
丸善ブックメイツ(株)(注3)	東京都中央区	30	店舗事業	100.0	丸善の書籍等店舗業務の委 託 資金の貸付 役員の兼任等...1名
丸善メイツ(株)(注4)	東京都中央区	12	店舗事業	100.0 (96.7)	丸善の書籍等店舗業務の委 託 資金の貸付 役員の兼任等...1名
(株)オルモ	宮城県名取市	10	店舗事業	100.0	書籍の販売・ビデオ・CD・ DVDのレンタル業務の分担 資金の貸付 役員の兼任等...2名
(株)ケヤキボックス	宮城県名取市	10	店舗事業	100.0	書籍の販売・ビデオ・CD・ DVDのレンタル業務の分担 資金の貸付 役員の兼任等...2名
(株)第一鋼鉄工業所	神奈川県大和市	29	店舗内装事業 及びその他事 業	100.0	書籍棚等の請負製造 資金の貸付 役員の兼任等...1名
(株)丸善トライコム(注3)	東京都中央区	20	店舗内装事業 及びその他事 業	100.0	不動産の賃貸業 資金の貸付 役員の兼任等...1名
丸善プラネット(株)	東京都中央区	20	出版事業	100.0	書籍の編集請負・購入 役員の兼任等...1名
(持分法適用関連会社)					
京セラ丸善システムインテグ レーション(株)	東京都港区	380	(注5)	27.3	丸善のITビジネス事業の 請負 役員の兼任等...1名
(株)ビー・オー・エム	神奈川県相模原市	80	店舗内装事業 及びその他事 業	40.0	店舗設計請負

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

2. 有価証券報告書の提出会社であります。

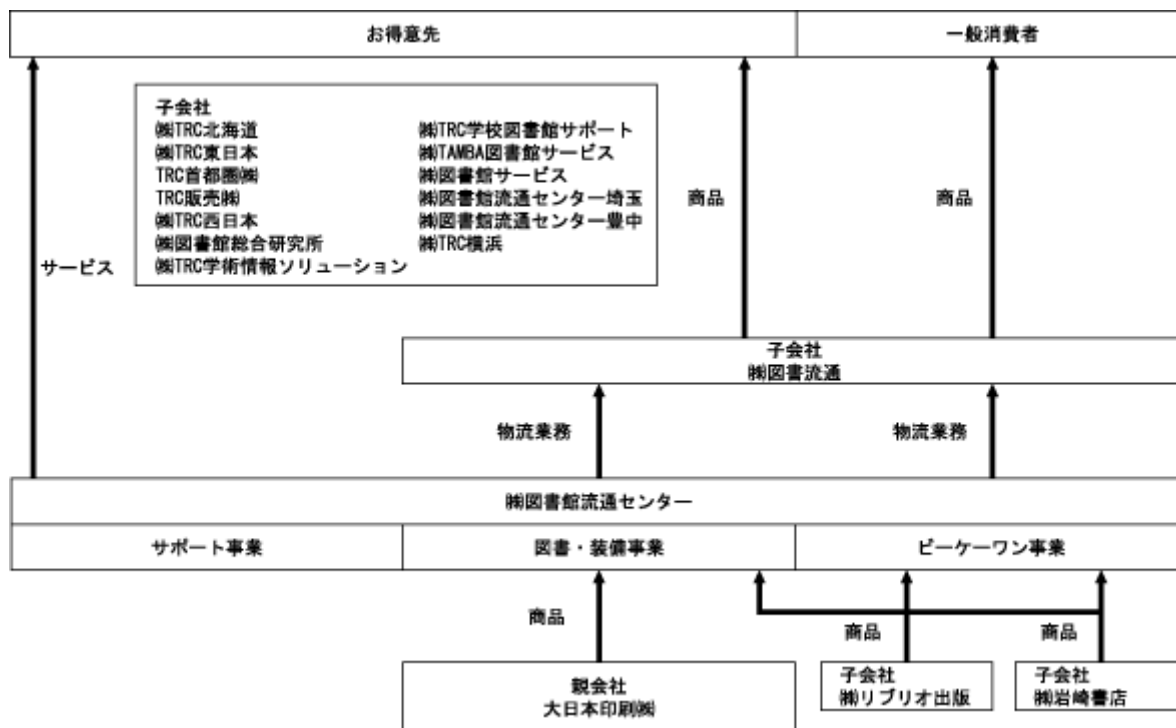
3. 債務超過会社であります。債務超過の金額は、平成21年1月末時点で丸善システムサービス(株)は10,641百万円、平成20年12月末時点で丸善ブックメイツ(株)は5,394百万円、(株)丸善トライコムは1,778百万円であります。

4. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

5. 主要な事業は、丸善のITビジネス事業の請負であります。

T R C

T R Cグループ（T R C及びT R Cの関係会社。以下同じです。）の状況を事業系統図によって示すと、次のとおりであります。



関係会社の状況

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(親会社)					
大日本印刷㈱（注1）	東京都新宿区	114,464	印刷事業及び 清涼飲料事業	（被所有） 50.4	材料の仕入 役員の受入...2名
(子会社)					
㈱T R C 北海道	札幌市白石区	10	図書等の販売	100.0	T R C の図書等販売業務の 委託 資金の貸付 役員の兼任等...3名
㈱T R C 東日本	東京都文京区	10	図書等の販売	100.0	資金の借入 役員の兼任等...1名
T R C 販売㈱	東京都文京区	10	図書等の販売	100.0	資金の借入 役員の兼任等...1名
T R C 首都圏㈱	東京都文京区	10	図書等の販売	100.0	資金の借入 役員の兼任等...1名
㈱T R C 西日本	東京都文京区	10	図書等の販売	100.0	資金の借入 役員の兼任等...1名
㈱図書館総合研究所	東京都文京区	10	図書館コンサル ティング業 務	100.0	資金の貸付 役員の兼任等...2名
㈱T R C 学術情報ソリューシ ョン（注2）	東京都文京区	10	図書等の販売	100.0	資金の借入 役員の兼任等...1名

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(株)T R C 学校図書館サポート (注3)	東京都文京区	10	図書等の販売	100.0	T R C の図書等販売業務の 委託 資金の貸付 役員の兼任等・・・1名
(株)T R C 横浜	横浜市西区	10	図書等の販売	100.0	T R C の図書等販売業務の 委託 資金の借入 役員の兼任等・・・1名
(株)T A M B A 図書館サービス	東京都八王子市	10	図書等の販売	95.0	資金の借入 役員の兼任等・・・2名
(株)図書館サービス	福岡県久留米市	10	図書等の販売	100.0	資金の借入 役員の兼任等・・・2名
(株)図書流通(注4)	埼玉県新座市	10	倉庫業	59.9 (10.0)	T R C の入出庫業務の委託 資金の貸付 役員の兼任等・・・2名
(株)図書館流通センター埼玉	さいたま市大宮区	15	図書等の販売	100.0	資金の借入 役員の兼任等・・・1名
(株)図書館流通センター豊中	大阪府豊中市	20	図書等の販売	98.5	資金の借入 役員の兼任等・・・2名
(株)リブリオ出版	東京都文京区	20	出版業	100.0	出版物の仕入 資金の貸付 役員の兼任等・・・3名
(株)岩崎書店(注5)	東京都文京区	30	出版業	52.9	出版物の仕入 資金の貸付

(注) 1. 有価証券報告書の提出会社であります。

2. 平成21年9月1日に清算結了いたしました。

3. 平成21年6月23日に(株)T R C P S から商号変更しております。

4. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。なお、(株)岩崎書店は、平成21年11月6日に、その所有していた(株)図書流通の株式全てをT R C に譲渡いたしましたので、本届出書提出日現在において、T R C の(株)図書流通に対する議決権の所有割合のうち間接所有割合はありません。

5. (株)岩崎書店は特定子会社であります。

(2) 提出会社の企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

資本関係

本株式移転により、丸善及びT R C は、当社の完全子会社になる予定です。前記「(1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」の記載もご参照ください。

役員の兼任関係

氏名	提出会社役名	連結子会社役名
石井 昭	代表取締役会長	(株)図書館流通センター 代表取締役会長
小城 武彦	代表取締役社長兼最高経営責任者	丸善(株)代表取締役社長
小澤 嘉謹	取締役	(株)図書館流通センター 代表取締役
土方 裕之	取締役	丸善(株) 常務取締役
松尾 英介	取締役	丸善(株) 常務取締役
栗林 忠道	常勤監査役(社外)	(株)図書館流通センター 監査役

取引関係

当社の完全子会社である丸善及びT R C と当社の取引関係は、未定です。なお、当社の完全子会社である丸善及びT R C と関係会社の取引関係は、前記「(1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

2【組織再編成（公開買付け）の当事会社の概要】

該当事項はありません。

3【組織再編成（公開買付け）に係る契約】

1．株式移転計画の内容の概要

丸善及びT R Cは、両社の臨時株主総会及び丸善の各種類株主総会の承認を前提として、平成22年2月1日（予定）を期して、当社を株式移転完全親会社、丸善及びT R Cを株式移転完全子会社とする本株式移転を行うことについて合意した丸善、T R C、D N P及びジュンク堂との間の平成21年9月29日付「経営統合に関する合意書」並びに丸善、T R C及びD N Pとの間の同日付「新会社の設立及び運営に関する契約書」に基づき、平成21年9月29日の両社取締役会において、株式移転計画を作成いたしました。

2．株式移転計画の内容

株式移転計画の内容は、以下のとおりです。

株式移転計画書（写）

丸善株式会社（以下「丸善」という。）と株式会社図書館流通センター（以下「T R C」という。）は、共同株式移転の方法により株式移転を行うことにつき合意したので、以下のとおり共同して株式移転計画（以下「本株式移転計画」という。）を作成する。

第1条（株式移転）

本株式移転計画の定めるところに従い、丸善及びT R Cは、共同株式移転の方法により、新たに設立する株式移転設立完全親会社（以下「新会社」という。）の成立の日において、丸善及びT R Cの発行済株式の全部を新会社に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うものとする。

第2条（新会社の目的、商号、本店所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

1 新会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は以下のとおりとする。

(1) 目的

新会社の目的は、別紙定款第2条記載のとおりとする。

(2) 商号

新会社の商号は、「C H I グループ株式会社」とし、英文では「C H I Group Co., Ltd.」と表示する。

(3) 本店の所在地

新会社の本店の所在地は東京都新宿区とし、本店の所在場所は東京都新宿区市谷左内町31番地2とする。

(4) 発行可能株式総数

新会社の発行可能株式総数は、2億4,000万株とする。

2 前項に掲げるもののほか、新会社の定款で定める事項は、別紙定款記載のとおりとする。

第3条（新会社の設立時取締役及び設立時監査役の氏名並びに設立時会計監査人の名称）

新会社の設立時取締役及び設立時監査役の氏名並びに設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|--|
| (1) 設立時取締役 | 石井 昭
西村 達也
小城 武彦
小澤 嘉謹
土方 裕之
松尾 英介 |
| (2) 設立時監査役 | 栗林 忠道（社外監査役）
古谷 滋海（社外監査役）
峯村 隆二（社外監査役）
橋本 博文（社外監査役） |
| (3) 設立時会計監査人 | 明治監査法人 |

第4条（新会社が株式移転に際して交付する株式及びその割当て）

- 1 新会社は、本株式移転に際して、本株式移転により新会社が丸善及びT R Cの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）の丸善の普通株主、基準時の丸善の株主名簿に記載又は記録された第1回A種優先株式の株主、基準時の丸善の株主名簿に記載又は記録された第1回B種優先株式の株主、基準時の丸善の株主名簿に記載又は記録された第1回C種優先株式の株主、及び基準時の丸善の株主名簿に記載又は記録された第1回D種優先株式の株主、並びに基準時のT R Cの株主名簿に記載又は記録されたT R Cの普通株主に対し、それぞれその所有する株式に代わり、以下の各号に記載した数の合計数と同数の新会社の普通株式を交付する。
 - (1) 丸善が基準時時点で発行している普通株式数に0.1を乗じて得た数
 - (2) 丸善が基準時時点で発行している第1回A種優先株式数に145を乗じて得た数
 - (3) 丸善が基準時時点で発行している第1回B種優先株式数に145を乗じて得た数
 - (4) 丸善が基準時時点で発行している第1回C種優先株式数に145を乗じて得た数
 - (5) 丸善が基準時時点で発行している第1回D種優先株式数に145を乗じて得た数
 - (6) T R Cが基準時時点で発行している普通株式数に67.8を乗じて得た数
- 2 (1) 新会社は、本株式移転に際して、基準時の丸善の普通株主に対し、その所有する丸善の普通株式1株につき、新会社の普通株式0.1株をもって割当てる。
 - (2) 新会社は、本株式移転に際して、基準時の丸善の株主名簿に記載又は記録された第1回A種優先株式の株主に対し、その所有する第1回A種優先株式1株につき、新会社の普通株式145株をもって割当てる。
 - (3) 新会社は、本株式移転に際して、基準時の丸善の株主名簿に記載又は記録された第1回B種優先株式の株主に対し、その所有する第1回B種優先株式1株につき、新会社の普通株式145株をもって割当てる。
 - (4) 新会社は、本株式移転に際して、基準時の丸善の株主名簿に記載又は記録された第1回C種優先株式の株主に対し、その所有する第1回C種優先株式1株につき、新会社の普通株式145株をもって割当てる。
 - (5) 新会社は、本株式移転に際して、基準時の丸善の株主名簿に記載又は記録された第1回D種優先株式の株主に対し、その所有する第1回D種優先株式1株につき、新会社の普通株式145株をもって割当てる。
 - (6) 新会社は、本株式移転に際して、基準時のT R Cの株主名簿に記載又は記録されたT R Cの普通株主に対し、その所有するT R Cの普通株式1株につき、新会社の普通株式67.8株をもって割当てる。

第5条（新会社の資本金及び準備金の額）

新会社の成立の日における資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の額
30億円
- (2) 資本準備金の額
30億円
- (3) 利益準備金の額
0円

第6条（新会社の成立の日）

新会社の設立の登記をすべき日（以下「新会社の成立の日」という。）は、平成22年2月1日とする。但し、本株式移転の手續進行上その他の事由により必要な場合は、丸善及びT R Cは協議の上、これを変更することができる。

第7条（株式移転計画承認株主総会）

- 1 丸善は、平成21年11月25日を開催日として臨時株主総会を招集し、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。また、丸善は、平成21年11月25日までに、丸善の普通株主による種類株主総会、第1回A種優先株式の株主による種類株主総会、第1回B種優先株式の株主による種類株主総会、第1回C種優先株式の株主による種類株主総会、及び第1回D種優先株式の株主による種類株主総会において、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
- 2 T R Cは、平成21年11月25日を開催日として臨時株主総会を招集し、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
- 3 本株式移転の手續進行上その他の事由により必要な場合は、丸善及びT R C協議の上、前二項に定める本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるための株主総会開催日を変更することができる。

第8条（新会社の株式上場）

新会社は、新会社の成立の日において、その発行する普通株式の東京証券取引所への上場を予定する。

第9条（新会社の株主名簿管理人）

新会社の株主名簿管理人は、中央三井信託銀行株式会社とする。

第10条（剰余金の配当）

丸善及びT R Cは、本株式移転計画の作成後、新会社の成立の日までの間、新会社の成立の日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならない。

第11条（善管注意義務）

- 1 丸善及びT R Cは、本株式移転計画の作成後、新会社の成立の日に至るまで、それぞれ善良なる管理者の注意をもって通常の範囲内で自らの業務の執行及び財産の管理運営を行い、それぞれの財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為（株主総会決議又は取締役会決議に基づく自己株式の取得を含むが、これらに限られない。）については、本株式移転計画に特段の定めがある場合を除き、予め丸善及びT R Cが協議し合意の上、これを行う。
- 2 前項の規定に拘わらず、丸善及びT R Cは、法令等に従い、それぞれが保有する自己株式を消却することができる。

第12条（事情変更）

本株式移転計画の作成後、新会社の成立の日に至るまでの間において、丸善又はT R Cのいずれかの財産状態若しくは経営状態に重大な変更が生じた場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態（第8条に定めるとおり新会社の成立の日において新会社の発行する普通株式の東京証券取引所へ上場することが困難となることを含む）が生じ若しくは明らかとなった場合、その他本株式移転計画の目的の達成が著しく困難となった場合には、丸善及びT R Cは協議し合意の上、本株式移転計画の条件その他本株式移転計画の内容を変更し、又は本株式移転を中止することができる。

第13条（株式移転計画の効力）

本株式移転計画は、第7条に定める丸善又はT R Cの株主総会のいずれかにおいて、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議が得られない場合、又は平成22年2月28日までに新会社の設立の登記申請が受理されなかった場合には、その効力を失うものとする。

第14条（協議事項）

本株式移転計画に定める事項のほか、本株式移転計画に定めがない事項、その他本株式移転に必要な事項は、本株式移転計画の趣旨に従い、丸善及びT R Cが別途協議の上定めるものとする。

本株式移転計画の作成を証するため、本書2通を作成し、丸善及びT R Cそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成21年9月29日

（丸 善）東京都中央区日本橋三丁目9番2号
丸善株式会社
代表取締役社長 小城 武彦

（T R C）東京都文京区大塚三丁目4番7号
株式会社図書館流通センター
代表取締役会長 石井 昭

別紙

C H I グループ株式会社 定款

第 1 章 総 則

（商号）

第1条 当社は、C H I グループ株式会社と称し、英文ではCHI Group Co., Ltd.と表示する。

（目的）

第2条 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する外国会社の株式又は持分を保有することにより当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- 1 百貨の陳列販売業
- 2 書籍及び雑誌並びにビデオソフト、コンパクトディスク、DVD等の視聴覚資料の販売
- 3 書籍の情報収集及び情報検索・受発注用機械可読データの作成及び販売
- 4 計量器、測量器械、測定器械器具、医療機器類等の販売業
- 5 煙草、医薬品、酒類等の販売業
- 6 図書、雑誌の出版業
- 7 学術情報その他情報提供サービス業及び情報処理サービス業

- 8 電子精密機器、事務用機器、視聴覚機器、事務用家具、事務用スチール用品、調度品、什器、文房具、万年筆の製造販売業
 - 9 電子精密機器、事務用機器、視聴覚機器、鋼製家具等の設置工事、並びに建築工事の設計、監理及び請負業
 - 10 電子精密機器、事務用機器、視聴覚機器、鋼製家具等の動産の賃貸業
 - 11 コンピュータ周辺機器、コンピュータソフトウェア、ビデオソフト及びコンパクトディスクの販売並びにレンタルリース
 - 12 コンピュータ・システムの開発、設計、製作、販売、リース、賃貸及び管理
 - 13 コンピュータソフトウェアの企画、開発及びその受託
 - 14 化粧品、工業薬品の製造販売業
 - 15 写真業、飲食営業、古物売買業
 - 16 前記各号に掲げる商品の輸出入業及び卸売業
 - 17 書籍の分類・整理並びに加工
 - 18 不動産の売買、賃貸及び仲介業、並びに倉庫業
 - 19 文化催事、教育催事、学術会議の企画及び運営並びにスポーツ施設の経営
 - 20 有価証券の保有、運用、売買及びクレジット取扱いに関する業務
 - 21 損害保険代理業、生命保険の募集に関する業務
 - 22 通信教育、学校教育事業、図書館の設計・運営管理・システムに関する経営コンサルティング業務
 - 23 コンピュータ、その周辺機器、関連機器及びそのソフトウェアの利用に関するサービスの提供並びにコンサルティング業務
 - 24 書籍、雑誌その他印刷物の輸出、輸入及び販売並びにコンピュータソフトウェアの販売に関するコンサルティング業務
 - 25 インターネットを利用した情報提供及び物品販売並びにこれらに関する技術のコンサルティング業務
 - 26 図書館業務の請負及び図書館等の教育施設の運営代行並びに管理業務
 - 27 地方自治法による指定管理者制度に基づく公共施設管理
 - 28 模擬学力試験の企画、立案、実施の受託業務
 - 29 労働者派遣事業
 - 30 広告代理店業及び広告の仲介
 - 31 前各号に付帯又は関連する一切の事業
- 2 当社は、前項各号の事業、及び前項に付帯又は関連する一切の事業を営むことができる。

（本店の所在地）

第3条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。

（機関）

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

（公告方法）

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

（発行可能株式総数）

第 6 条 当社の発行可能株式総数は 2 億 4,000 万株とする。

（自己の株式の取得）

第 7 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第 8 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

（単元未満株式についての権利）

第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

（株式取扱規程）

第 11 条 株主権行使の手続その他当社の株式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める「株式取扱規程」による。

第 3 章 株主総会

（招 集）

第 12 条 当社の定時株主総会は、毎年 4 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第 13 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 1 月 31 日とする。

（招集権者及び議長）

第 14 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係わる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（決議の方法）

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

（員数）

第18条 当会社の取締役は、12名以内とする。

（選任方法）

第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任期）

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって取締役会長及び取締役社長各1名、並びに取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の省略）

第24条 当会社は、会社法第370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会規則）

第25条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める「取締役会規則」による。

（報酬等）

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除等）

第27条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第5章 監査役及び監査役会

（員数）

第28条 当会社の監査役は、4名以内とする。

（選任方法）

第29条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（任期）

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤の監査役）

第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会規則）

第33条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める「監査役会規則」による。

（報酬等）

第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除等）

第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第6章 計 算

（事業年度）

第36条 当社の事業年度は、毎年2月1日から翌年1月31日までの1年とする。

（剰余金の配当の基準日）

第37条 当社は、株主総会の決議によって、毎年1月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当をする。

（中間配当）

第38条 当社は、取締役会の決議によって、毎年7月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる。

（配当金の除斥期間等）

第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2 剰余金の配当には利息を付さないものとする。

第7章 附 則

（最初の事業年度）

第1条 第36条の規定にかかわらず、当社の最初の事業年度は、当社の成立の日から翌年1月31日までとする。

（最初の取締役及び監査役の報酬等）

第2条 第26条及び第34条の規定にかかわらず、当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の当社の取締役及び監査役の報酬等の額はそれぞれ次のとおりとする。

- (1) 取締役 月額3,000万円以内
- (2) 監査役 月額1,000万円以内

（附則の削除）

第3条 当附則は、最初の定時株主総会の終結の時をもって、削除されるものとする。

4【組織再編成（公開買付け）に係る割当ての内容及びその算定根拠】

1. 株式移転比率

会社名	丸善	T R C
株式移転比率 (普通株式)	普通株式 0.1	普通株式 67.8
株式移転比率 (第1回A種優先株式)	普通株式 145.0	
株式移転比率 (第1回B種優先株式)	普通株式 145.0	
株式移転比率 (第1回C種優先株式)	普通株式 145.0	
株式移転比率 (第1回D種優先株式)	普通株式 145.0	

(注) 1. 丸善の普通株式、第1回A種優先株式、第1回B種優先株式、第1回C種優先株式及び第1回D種優先株式、並びにT R Cの普通株式のそれぞれ1株に対して以下のとおり当社の普通株式を割当て交付いたします。

丸善の普通株式1株 当社の普通株式0.1株
 丸善の第1回A種優先株式1株 当社の普通株式145.0株
 丸善の第1回B種優先株式1株 当社の普通株式145.0株
 丸善の第1回C種優先株式1株 当社の普通株式145.0株
 丸善の第1回D種優先株式1株 当社の普通株式145.0株

T R Cの普通株式1株 当社の普通株式67.8株

なお、本株式移転により、丸善又はT R Cの株主に交付しなければならない当社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

ただし、上記株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合は、丸善及びT R Cの両社で協議の上、変更することがあります。

丸善の普通株式1株に対して、当社の普通株式0.1株を割当て交付いたしますが、現在の丸善の普通株式の単元株式数1,000株に対して、当社の普通株式の単元株式数を東京証券取引所の規定に従って100株といたしますので、丸善の普通株主の保有する議決権の個数は本株式移転の前後において変わるものではありません。

また、丸善及びT R Cは、当社の今後の資本政策等を考慮し、両社協議の上、丸善の普通株式、第1回A種優先株式、第1回B種優先株式、第1回C種優先株式及び第1回D種優先株式、並びにT R Cの普通株式に対しては、いずれも当社の普通株式を割当て交付することといたしました。

2. 当社が本株式移転により交付する新株式数（予定）

普通株式60,128,687株

平成21年7月末日時点における丸善の発行済みの普通株式の総数176,403,360株、第1回A種優先株式の総数11,120株、第1回B種優先株式の総数11,120株、第1回C種優先株式の総数11,120株及び第1回D種優先株式の総数11,120株、並びにT R Cの発行済み株式の総数532,101株に基づいて記載しております。

ただし、丸善及びT R Cは、本株式移転の効力発生までに、現時点で保有し、又は今後新たに取得する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、丸善が平成21年7月末日時点で保有する自己株式である丸善の普通株式376,958株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、実際に消却される自己株式数については現状において未確定であるため、実際に当社が交付する新株式数は変動することがあります。

2. 株式移転比率の算定根拠等

算定の基礎及び経緯

丸善及びT R Cは、本株式移転に用いられる株式移転比率の算定にあたって公正性を期すため、丸善は株式会社三井住友銀行（以下「三井住友銀行」といいます。）を、T R Cは株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」といいます。）を、本株式移転を含む経営統合のファイナンシャル・アドバイザーとして任命し、それぞれ株式移転比率の算定を依頼いたしました。

三井住友銀行は、丸善については市場株価が存在していることから市場株価法及びディスカウント・フロー法（以下「DCF法」といいます。）により、TRCについては類似会社比準法及びDCF法により株式移転比率を算定しました。なお、丸善については、第1回A種優先株式、第1回B種優先株式、第1回C種優先株式及び第1回D種優先株式の各要項等（丸善の定款の定めによる優先配当額、普通株式への転換権の発生時期、金銭による取得請求権等）を参考に、普通株式と第1回A種優先株式、第1回B種優先株式、第1回C種優先株式及び第1回D種優先株式の株式移転比率を算定しました。

各手法に基づく算定結果は以下のとおりです（以下の株式移転比率のレンジは、丸善の普通株式0.1株に対する、丸善の第1回A種優先株式、第1回B種優先株式、第1回C種優先株式及び第1回D種優先株式並びにTRCの普通株式の算定レンジを記載したものです。）。

	算定手法	丸善 第1回A種 優先株式	丸善 第1回B種 優先株式	丸善 第1回C種 優先株式	丸善 第1回D種 優先株式	TRC 普通株式
株式移転 比率	DCF法	58.5 ～155.2	58.5 ～155.2	58.5 ～155.2	58.5 ～155.2	33.5 ～110.1
	市場株価法/ 類似会社比準法	168.8 ～317.4	168.8 ～317.4	168.8 ～317.4	168.8 ～317.4	36.5 ～81.2

なお、市場株価法については平成21年9月18日を基準日として基準日までの直近1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月間の株価終値に基づく株式移転比率の評価レンジを採用いたしました。

三井住友銀行は、株式移転比率の算定に際して、丸善及びTRCの両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を使用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、両社の事業計画については両社の経営陣による現時点で可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。三井住友銀行の本株式移転比率の算定は、平成21年9月18日現在までの情報及び経済条件等を反映したものであります。

みずほ銀行は、上場会社である丸善については市場株価が存在していることから市場株価法及びDCF法により、非上場会社であるTRCについては類似会社比較法及びDCF法により株式移転比率を算定しました。なお、丸善については、市場株価法及びDCF法により算定された株式価値総額（普通株式並びに第1回A種優先株式、第1回B種優先株式、第1回C種優先株式及び第1回D種優先株式の合計）、定款の定めによる第1回A種優先株式、第1回B種優先株式、第1回C種優先株式及び第1回D種優先株式に係る諸条件（残余財産分配、普通株式への転換請求及び強制転換等に関する条項等）及びマーケットデータに基づき、みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社がオプション評価モデルを使用して、普通株式の価値と優先株式の価値の対応関係を分析した結果を参考とし、市場株価方式においては算定した普通株式の価値をもとに優先株式の価値を算定し、DCF方式においては算定した株式価値を普通株式価値と優先株式価値に配分し、これらの分析結果を総合的に勘案し、普通株式並びに第1回A種優先株式、第1回B種優先株式、第1回C種優先株式及び第1回D種優先株式に係る株式移転比率を算定しました。

各手法に基づく算定結果は以下のとおりです（以下の株式移転比率のレンジは、丸善の普通株式0.1株に対する、丸善の第1回A種優先株式、第1回B種優先株式、第1回C種優先株式及び第1回D種優先株式並びにTRCの普通株式の算定レンジを記載したものです。）。

	算定手法	丸善 第1回A種 優先株式	丸善 第1回B種 優先株式	丸善 第1回C種 優先株式	丸善 第1回D種 優先株式	TRC 普通株式
株式移転 比率	DCF法	160.3 ～246.9	160.3 ～246.9	160.3 ～246.9	160.3 ～246.9	123.4 ～157.7
	市場株価法/ 類似会社比較法	139.7 ～154.8	139.7 ～154.8	139.7 ～154.8	139.7 ～154.8	43.3 ～63.0

なお、市場株価法については平成21年9月18日を基準日として基準日までの直近1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月間の株価終値に基づく株式移転比率の評価レンジを採用いたしました。

みずほ銀行は、株式移転比率の算定に際して、丸善及びT R Cの両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておりません。加えて、両社の事業計画については両社の経営陣による現時点で可能な最善の予測と協議・判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。みずほ銀行による株式移転比率の算定は、平成21年9月18日現在までの上記情報等を反映したものであります。

上記記載のとおり、丸善は三井住友銀行に、T R Cはみずほ銀行に、本株式移転に用いられる株式移転比率の算定を依頼し、当該第三者機関による各算定結果を参考に、それぞれ両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社で株式移転比率について慎重に協議を重ねた結果、平成21年9月29日付にて、最終的に上記株式移転比率が妥当であるとの合意に至りました。

算定機関との関係

算定機関である三井住友銀行及びみずほ銀行は、いずれも丸善及びT R Cの関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

公正性を担保するための措置

本株式移転は、当事会社である丸善及びT R CがいずれもD N Pを親会社とする兄弟会社間の株式移転であり、双方にとって相手方が親会社の子会社であることから、公正性を担保する必要があると判断しました。そのため、丸善は、本株式移転の公正性を担保するために、独立した第三者算定機関である三井住友銀行を選定し、上記 に記載のとおり本株式移転に用いる株式移転比率の合意の基礎とすべく移転比率の算定に関する算定書を取得しております。また、T R Cは、本株式移転の公正性を担保するために、独立した第三者算定機関であるみずほ銀行を選定し、上記 に記載のとおり本株式移転に用いる株式移転比率の合意の基礎とすべく移転比率の算定に関する算定書を取得しております。

利益相反を回避するための措置

本株式移転は、当事会社である丸善及びT R CがいずれもD N Pを親会社とする兄弟会社間の株式移転であり、丸善及びT R Cのそれぞれの少数株主様とD N Pとの間の利益相反を回避する必要があると判断しました。この利益相反回避の観点から、丸善及びT R Cのそれぞれの取締役会における本株式移転の承認決定にあたって、D N P出身の両社の取締役は特別利害関係人としていずれもその決議に参加しておりません。

5 【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行（交付）される有価証券との相違（対象者の発行有価証券と公開買付けに係る提出会社によって発行（交付）される有価証券との相違）】

丸善（普通株式）

丸善の普通株式の単元株式数は1,000株とされていますが、当社の普通株式の単元株式数は100株となります。

また、当社は定款上、剰余金の配当には利息を付さない旨を規定しておりますが、丸善の定款上、かかる規定はありません。

丸善(第1回A種優先株式、第1回B種優先株式、第1回C種優先株式及び第1回D種優先株式)

丸善の第1回A種優先株式、第1回B種優先株式、第1回C種優先株式及び第1回D種優先株式(以下「各種優先株式」といいます。)において単元株制度は採用されておりませんが、当社の普通株式の単元株式数は100株となります。

また、丸善の各種優先株式は、剰余金の配当、残余財産の分配、償還請求権、強制償還、転換予約権、普通株式への一斉転換、議決権について異なる定めがなされておりますが、これら各事項に関する当社の普通株式との相違は、それぞれ以下のとおりとなります。

剰余金の配当

丸善の各種優先株式においては、以下のとおり配当を行うものとされておりますが、当社の普通株式においては、このような定めはありません。

a) 優先配当金

丸善は、剰余金の配当を行うときは、各事業年度末日最終の株主名簿に記載又は記録された各種優先株式を有する株主(以下「優先株主」といいます。)又は各種優先株式の登録株式質権者(以下「優先登録株式質権者」といいます。)に対し、各事業年度末日最終の株主名簿に記載又は記録された丸善の普通株主及び丸善の普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」といいます。)に先立ち、各種優先株式1株につき下記b)に定める額の配当(以下「優先配当金」といいます。)を行う。但し、平成18年1月31日に終了する事業年度及び平成19年1月31日に終了する事業年度における優先配当金の支払いは行わない。

b) 優先配当金の額

1) 優先配当金の額は、優先株式の払込金額(135,000円)に、それぞれの事業年度毎に下記の配当年率(以下「優先配当年率」といいます。)を乗じて算出した額とする。優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

2) 優先配当年率は、平成19年2月1日以降、次回配当年率修正日(下記4)に定義される。)の前日までの各事業年度について、以下の算式によりそれぞれ計算される年率とする。

平成20年1月31日に終了する事業年度

$$\text{優先配当年率} = \text{日本円TIBOR}(6\text{ヶ月物}) + 3.00\%$$

平成21年1月31日に終了する事業年度

$$\text{優先配当年率} = \text{日本円TIBOR}(6\text{ヶ月物}) + 3.50\%$$

平成22年1月31日に終了する事業年度

$$\text{優先配当年率} = \text{日本円TIBOR}(6\text{ヶ月物}) + 4.00\%$$

平成23年1月31日に終了する事業年度

$$\text{優先配当年率} = \text{日本円TIBOR}(6\text{ヶ月物}) + 4.50\%$$

平成24年1月31日に終了する事業年度から平成28年1月31日に終了する事業年度まで

$$\text{優先配当年率} = \text{日本円TIBOR}(6\text{ヶ月物}) + 7.50\%$$

平成29年1月31日に終了する事業年度以降

$$\text{優先配当年率} = \text{日本円TIBOR}(6\text{ヶ月物}) + 10.00\%$$

3) 優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

4) 「配当年率修正日」は、平成20年2月1日及び、以降毎年2月1日とする。当日が銀行休業日の場合は前営業日を配当年率修正日とする。

5) 「日本円TIBOR(6ヶ月物)」は、平成19年2月1日又は各配当年率修正日及びその直後の8月1日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)の2時点(以下それぞれ「優先配当決定基準日」といいます。)において、午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値の平均値を指すものとする。当該平均値の算出にあたり、優先配当決定基準日に日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レートが公表されない場合、これに代えて、同日(当日がロンドンにおける銀行休業日の場合は前営業日)ロンドン時間午前11時におけるロンドン・インター・バンク・オフアード・レート(ユーロ円LIBOR 6ヶ月物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを用いるものとする。

c) 累積条項

丸善は、ある事業年度において優先株主又は優先登録株式質権者に対し、優先配当金の一部又は全部が支払われないときは、その不足額を翌事業年度以降に累積し、累積した不足額（以下「優先株式累積未払配当金」といいます。）については、優先配当金に先立ってこれを優先株主又は優先登録株式質権者に支払う。

d) 非参加条項

優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。

残余財産の分配

丸善の各種優先株式においては、同社が残余財産の分配を行うときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき135,000円及び優先株式累積未払配当金相当額の合計額（以下「優先残余財産分配金」といいます。）を支払う。また、優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、優先残余財産分配金のほか、残余財産の分配は行わないものとされておりますが、当社の普通株式においては、このような定めはありません。

償還請求権

丸善の各種優先株式においては、以下のとおり優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付する請求を行なうことができるものとされておりますが、当社の普通株式においては、このような定めはありません。

- a) 第1回A種優先株主及び第1回A種優先登録株式質権者は、平成19年以降の毎年定時株主総会開催日（同日を含む。）から、第1回B種優先株主及び第1回B種優先登録株式質権者は、平成20年以降の毎年定時株主総会開催日（同日を含む。）から、第1回C種優先株主及び第1回C種優先登録株式質権者は、平成21年以降の毎年定時株主総会開催日（同日を含む。）から、第1回D種優先株主及び第1回D種優先登録株式質権者は、平成22年以降の毎年定時株主総会開催日（同日を含む。）から、それぞれ毎同年12月末日（同日を含む。）までの期間において、丸善の前事業年度の分配可能額から、当該前事業年度に関する定時株主総会において剰余金として配当し又は支払うものと定めた額を控除した額を、償還（以下で定義される。）請求日が属する事業年度における償還の上限として、優先株式の全部又は一部を取得し、これと引換えに金銭を交付すること（以下、優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを「償還」といいます。）の請求を行うことができ、丸善は、当該償還請求のあった日から1ヶ月以内に、法令の定めに従い償還手続きを行うものとする。
- b) 同日において、上記a)本文の上限額を超えて各種優先株式を有する株主及び登録株式質権者からの償還請求があった場合、上記a)本文の限度額を償還請求があった各種優先株式の払込金額総額に応じて按分比例した金額を当該優先株式の償還限度額とし、償還すべき優先株式は当該償還限度額の範囲内で抽選又は按分比例の方法により決定する。
- c) 丸善は、優先株主及び優先登録株式質権者に対し、償還の対価として、1株当たり金135,000円に、償還日の属する事業年度における優先配当金の額を償還日の属する事業年度の初日から償還日までの日数（初日及び償還日を含む。）で日割計算した額（小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）並びに優先株式累積未払配当金相当額の合計額を加算した額を支払うものとする。

強制償還

丸善の各種優先株式においては、以下のとおり優先株式の全部又は一部を取得し、これと引換えに金銭を交付すること（以下、「強制償還」といいます。）ができるものとされておりますが、当社の普通株式においては、このような定めはありません。

- a) 丸善は、第1回A種優先株式、第1回B種優先株式、第1回C種優先株式及び第1回D種優先株式の全部又は一部については平成22年以降の毎年定時株主総会開催日（同日を含む。）から、それぞれ毎同年5月31日（同日を含む。）までの期間において、強制償還ができる。

- b) 償還価額は、1株につき、金139,050円に、償還日の属する事業年度における優先配当金の額を償還日の属する事業年度の初日から償還日までの日数（初日及び償還日を含む。）で日割計算した額（小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）並びに優先株式累積未払配当金相当額の合計額を加算した額とする。
- c) 一部償還するときは、抽選その他の方法により行う。

転換請求

丸善の各種優先株式においては、以下のとおりその有する各種優先株式を取得し、これと引換えに普通株式を交付すること（以下、「転換」といいます。）の請求を行なうことができるものとされておりますが、当社の普通株式においては、このような定めはありません。

a) 転換を請求し得べき期間

第1回A種優先株式については平成18年9月1日以降、第1回B種優先株式については平成19年9月1日以降、第1回C種優先株式については平成20年9月1日以降、第1回D種優先株式については平成21年9月1日以降とする。

b) 転換の条件

優先株主は、以下に定める条件で、その有する各種優先株式を取得し、これと引換えに普通株式を交付することを請求することができる。

1) 当初転換価額

当初転換価額は、普通株式1株当たり135円とする。

2) 転換価額の調整

(A) 転換価額は、上記a)にそれぞれ定める日以降、下記(B)に掲げる各事由により、次の算式（以下「転換価額調整式」といいます。）に従って調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

(B) 転換価額調整式により優先株式の転換価額の調整を行う場合及び調整後転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- () 下記(F)に定める時価を下回る払込金額又は処分価額をもって普通株式を新たに発行又は丸善の有する丸善の普通株式を処分する場合（但し、普通株式に転換され若しくは転換できる証券又は普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）の転換又は行使による場合は除く。）

調整後転換価額は、払込の翌日以降、又は募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- () 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。但し、分配可能額から資本に組み入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該分配可能額の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための基準日とする場合には、調整後転換価額は、当該分配可能額の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。なお、上記但書において、株式の分割のための基準日の翌日から当該分配可能額の資本組入の決議をした株主総会の終結の日までに転換をなした者に対しては、次の算出方法により、丸善の普通株式を新たに交付する。この場合に、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額をもって転換により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

- () 下記(F)に定める時価を下回る価額をもって丸善の普通株式に転換され又は転換することができる株式を発行する場合
調整後転換価額は、払込又は募集のための株主割当基準日がある場合はその日に、発行される株式全てが転換されたものとみなし、その払込の翌日以降、又は株主割当の基準日がある場合はその翌日以降、これを適用する。但し、当該発行される株式の転換価額がその払込又は株主割当の基準日において確定しない場合、調整後転換価額は、転換価額が決定される日に、発行される株式の全てが転換されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。
- () 新株予約権の行使により発行される普通株式の1株当たりの払込金額（会社法第236条に定める新株予約権の行使に際して出資される1株当たりの財産の価額（金銭以外の財産を出資の目的とする場合を含む）と会社法第238条第1項第2号又は第3号に定める新株予約権1個と引換えに払い込む金銭の額の合計額、以下本項において同じ。）が下記(F)に定める時価を下回ることとなる新株予約権を発行する場合
調整後転換価額は、払込又は株主割当の基準日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全てが行使されたものとみなし、払込の翌日以降、又は株主割当基準日の翌日以降これを適用する。但し、新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株当たりの価額がその払込又は株主割当の基準日において確定しない場合、調整後転換価額は、新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株当たりの価額が決定される日に、発行される全ての新株予約権の行使がなされたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。
- (C) 丸善は、上記(B)に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会が適当と判断する転換価額の調整を行うものとする。
- () 合併、株式交換、株式移転、会社分割、資本の減少又は普通株式の併合その他丸善の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により、転換価額の調整を必要とする場合
- () 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合
- (D) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整は行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (E) 転換価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (F) 転換価額調整式に使用する時価は、調整後転換価額を適用する日（但し、上記(B)()但書の場合には株式の分割のための基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における丸善の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (G) 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とする。

(H) 転換価額調整式で使用する「1株当たりの発行・処分価額」とは、それぞれ以下のとおりとする。

- () 上記(B)()の場合には、当該払込金額又は処分価額（金銭以外の財産による払込の場合にはその適正な評価額）
- () 上記(B)()の場合には、0円
- () 上記(B)()の場合には、当該転換価額
- () 上記(B)()の場合には、当該1株当たりの払込金額

(I) 転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当の基準日がある場合はその日、又は株主割当の基準日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における丸善の発行済普通株式数から、当該各日における丸善の有する丸善の普通株式数を控除した数とする。

- 3) 上記2)により転換価額の調整を行うときは、丸善は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前転換価額、調整後転換価額及びその適用の日その他必要な事項を優先株主に通知する。但し、上記2)(B)()但書に示される株式の分割の場合その他適用の日の前日までに上記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。
- 4) 転換により交付すべき普通株式数
優先株式の転換により交付すべき丸善の普通株式数は、次のとおりとする。転換により交付すべき普通株式数の算出にあたって、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

$$\text{転換により交付すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が転換請求のために提出した優先株式の払込金額の総額} + \text{優先株式累積未払配当金相当額}}{\text{転換価額}}$$

- 5) 転換請求受付場所

東京都港区芝三丁目33番1号
中央三井信託銀行株式会社

- 6) 転換の効力発生

転換の効力は、転換請求書及び優先株式の株券が上記5)に記載する転換請求受付場所に到着した時に発生する。但し、優先株式の株券が発行されないときは、株券の提出を要しない。

普通株式への一斉転換

丸善の各種優先株式においては、以下のとおり一斉転換するものとされておりますが、当社の普通株式においては、このような定めはありません。

平成32年1月30日までに転換請求のなかった各種優先株式は、平成32年1月31日（以下「一斉転換日」といいます。）をもって、丸善が取得する。なお、丸善は取得の対価として、各種優先株式1株の払込金相当額及び当該各種優先株式に係る各種優先株式累積未払配当金相当額の合計額を、135円（以下「一斉転換価額」といいます。）で除して得られる数の、丸善の普通株式を交付する。但し、転換価額が一斉転換日までに上記 b)2)により調整された場合には、一斉転換価額についても同様の調整を行うものとする。上記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法に定める1株に満たない端数に関する処置に準じてこれを取り扱う。

議決権

丸善の各種優先株式においては、以下のとおり同社株主総会における議決権を条件付で有するものとされておりますが、当社の普通株式には100株を1単元として、全て議決権が与えられております。

- a) 第1回A種優先株主、第1回B種優先株主、第1回C種優先株主及び第1回D種優先株主は、丸善による強制償還が可能となる日までの期間の長さ及び議決権数の多さに鑑み、既存の株主への影響を考慮したため、株主総会において議決権を有しない。但し、以下に定める場合においては議決権を有する。なお、第1回A種優先株式、第1回B種優先株式、第1回C種優先株式又は第1回D種優先株式に関し下記1)又は2)と同様の事由が生じた場合においても、他の当該優先株式の株主は議決権を有するものとする。
- 1) 当該優先株主に対して優先配当金及び優先株式累積未払配当金相当額全額を支払う旨の議案が前事業年度に係る定時株主総会に提出されない場合は当該定時株主総会より、又はその議案が当該定時株主総会において否決された場合は当該定時株主総会の終結の時より、当該優先株主に対して優先配当金及び優先株式累積未払配当金相当額全額を支払う旨の決議がなされた定時株主総会の終結の時まで、議決権を有する。
 - 2) 丸善が、償還請求のあった第1回A種優先株式、第1回B種優先株式、第1回C種優先株式又は第1回D種優先株式について償還に応じることができなかった場合には、未償還の優先株式に係る優先株主は、その後の丸善の株主総会において議決権を有する。
 - 3) 平成19年1月31日に終了する事業年度以降のある事業年度末日における丸善の連結損益計算書上の営業利益が1,500,000,000円未満となった場合には、当該事業年度に係る定時株主総会から、その後初めに丸善の連結損益計算書上の営業利益が1,500,000,000円以上となる事業年度に係る定時株主総会の終結の時まで、第1回A種優先株主、第1回B種優先株主、第1回C種優先株主及び第1回D種優先株主は議決権を有する。

T R C（普通株式）

配当

当社の定款には、取締役会の決議により、毎年7月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨の定めがありますが、T R Cの定款には、このような定めはありません。

有価証券の買受け

当社の定款には、取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる旨の定めがありますが、T R Cの定款には、このような定めはありません。

有価証券の処分に関する制限

T R Cの定款には、T R Cの株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない旨の定めがありますが、当社の定款には、このような定めはありません。

単元株制度

T R Cの普通株式において単元株制度は採用されておりませんが、当社の普通株式の単元株式数は100株となります。

6【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

買取請求権の行使の方法について

丸善（普通株主）

丸善の普通株主が、その有する丸善の普通株式につき、丸善に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成21年11月25日開催予定の臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を丸善に対し通知し、かつ、上記臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会において本株式移転に反対し、丸善がこれらの株主総会の決議の日（平成21年11月25日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

丸善（第1回A種優先株主、第1回B種優先株主、第1回C種優先株主及び第1回D種優先株主）

丸善の第1回A種優先株主、第1回B種優先株主、第1回C種優先株主及び第1回D種優先株主（以下「各種優先株主」といいます。）が、その有する丸善の各種優先株式につき、丸善に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、それぞれ平成21年11月25日開催予定の臨時株主総会及び各種優先株主による種類株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を丸善に対し通知し、かつ、それぞれ上記臨時株主総会及び各種優先株主による種類株主総会において本株式移転に反対し、丸善がこれらの株主総会の決議の日（平成21年11月25日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

T R C（普通株主）

T R Cの普通株主が、その有するT R Cの普通株式につき、T R Cに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成21年11月25日開催予定の臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をT R Cに対し通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、T R Cが上記臨時株主総会の決議の日（平成21年11月25日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

議決権の行使の方法について

丸善（臨時株主総会）

議決権の行使の方法としては、平成21年11月25日開催予定の臨時株主総会及び種類株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は、丸善の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。但し、この場合、株主本人の議決権行使書用紙とともに、代理権を証明する書面の提出が必要となります。）。また、郵送によって議決権を行使する方法もあり、その場合には平成21年11月24日午後5時30分までに議決権を行使することが必要となります。

郵送による議決権の行使は、上記議決権行使書用紙に賛否を表示し、丸善に上記の行使期限までに到達するように返送することが必要となります。なお、議決権行使書用紙に各議案の賛否又は棄権の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

株主は、複数の議決権を有する場合、その有する議決権を統一しないで行使することができます。但し、当該株主は、株主総会の日前3日までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により株主名簿管理人（中央三井信託銀行株式会社 証券代行部）まで通知する必要があります。

丸善（普通株主による種類株主総会）

議決権の行使の方法としては、平成21年11月25日開催予定の普通株主による種類株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、普通株主は、丸善の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。但し、この場合、普通株主本人の議決権行使書用紙とともに、代理権を証明する書面の提出が必要となります。）。また、郵送によって議決権を行使する方法もあり、その場合には平成21年11月24日午後5時30分までに議決権を行使することが必要となります。

郵送による議決権の行使は、上記議決権行使書用紙に賛否を表示し、丸善に上記の行使期限までに到達するように返送することが必要となります。なお、議決権行使書用紙に各議案の賛否又は棄権の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

普通株主は、複数の議決権を有する場合、その有する議決権を統一しないで行使することができます。但し、当該普通株主は、株主総会の日前3日までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により株主名簿管理人（中央三井信託銀行株式会社 証券代行部）まで通知する必要があります。

丸善（各種優先株主による種類株主総会）

議決権の行使の方法としては、平成21年11月25日に各種優先株主による種類株主総会が開催される場合には、これらの株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、各種優先株主は、丸善の議決権を有する他の株主各1名を代理人として、その議決権を行使することができます。但し、この場合、代理権を証明する書面の提出が必要となります）。

なお、各種優先株主による種類株主総会については、各種優先株主の全員が、それぞれ議決権を行使することのできる種類株主総会の目的である事項について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、会社法第319条第1項の規定に基づき、開催されることなく、それぞれの決議があったものとみなされます。平成21年11月25日に各種優先株主による種類株主総会を開催しない場合には、同日付で各種優先株主から種類株主総会の目的である事項について書面又は電磁的記録により同意の意思表示を得ることにより、種類株主総会があったものとみなす予定です。

T R C

平成21年11月25日開催予定の臨時株主総会に係る議決権の行使の方法としては、当該臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は、T R Cの議決権を行使することができる他の株主を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、代理権を証する書面をT R Cに提出しなければなりません。）。

組織再編成によって発行される株式の受取方法について

本株式移転によって発行される株式は、基準時の丸善の普通株主、基準時の丸善の株主名簿に記載又は記録された第1回A種優先株主、基準時の丸善の株主名簿に記載又は記録された第1回B種優先株主、基準時の丸善の株主名簿に記載又は記録された第1回C種優先株主、及び基準時の丸善の株主名簿に記載又は記録された第1回D種優先株主、並びに基準時のT R Cの株主名簿に記載又は記録されたT R Cの普通株主に割り当てられます。

この点、丸善の普通株主については、自己の丸善の株式が記録されている振替口座に、当社の普通株式が記録されることにより、当社の普通株式を受け取ることができます。また、丸善の各種優先株主については、同社の各種優先株式が振替株式ではないことから、それぞれ、（ ）自ら証券会社等に予め開設した株式の記録を受けるための振替口座を丸善からの通知に従い同社に通知した場合には当該振替口座に、（ ）それ以外の場合には当社が各種優先株主のために中央三井信託銀行株式会社に開設する予定の特別口座に、当社の普通株式が記録されることにより、当社の普通株式を受け取ることができます。

一方、T R Cの普通株主については、同社の普通株式が振替株式ではないことから、それぞれ、（ ）自ら証券会社等に予め開設した株式の記録を受けるための振替口座をT R Cからの通知に従い同社に通知した場合には当該振替口座に、（ ）それ以外の場合には当社が普通株主のために中央三井信託銀行株式会社に開設する予定の特別口座に、当社の普通株式が記録されることにより、当社の普通株式を受け取ることができます。

7【組織再編成に関する手続（公開買付けに関する手続）】

1．組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定めとの相当性に関する事項、丸善においてはT R Cの、T R Cにおいては丸善の最終事業年度に係る計算書類等の内容、丸善においてはT R Cの、T R Cにおいては丸善の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象、並びに丸善においては丸善の、T R CにおいてはT R Cの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象を記載した書面を、丸善及びT R Cの本店に平成21年11月10日よりそれぞれ備え置く予定です。

の書類は、平成21年9月29日開催の丸善及びT R Cの取締役会において承認された株式移転計画です。

の書類は、本株式移転に際して株式移転比率及びその株式移転比率の算定根拠並びに上記株式移転計画において定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類です。 の書類は、丸善においてはT R Cの平成21年3月期の、T R Cにおいては丸善の平成21年1月期の計算書類等に関する書類です。 の書類は、丸善においてはT R Cの平成21年3月期の、T R Cにおいては丸善の平成21年1月期の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象を説明した書類です。 の書類は、丸善においては丸善の平成21年1月期の、T R CにおいてはT R Cの平成21年3月期の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象を説明した書類です。

これらの書類は、それぞれ丸善及びT R Cの本店で閲覧することができます。また、本株式移転が効力を生ずる日までの間に、上記乃至に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

2. 株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

平成20年12月15日	経営統合に関する基本合意書締結承認取締役会（T R C）
平成20年12月16日	経営統合に関する基本合意書締結承認取締役会（丸善）
	経営統合に関する基本合意書締結（丸善、T R C及びD N P）
平成21年3月24日	変更合意書締結承認取締役会（丸善及びT R C）
	変更合意書締結（丸善、T R C及びD N P）
平成21年9月29日	経営統合に関する合意書締結承認取締役会（丸善、T R C、D N P及びジュンク堂）
	新会社の設立及び運営に関する契約書締結承認取締役会（丸善、T R C及びD N P）
	株式移転計画承認取締役会（丸善及びT R C）
	経営統合に関する合意書締結（丸善、T R C、D N P及びジュンク堂）
	新会社の設立及び運営に関する契約書締結（丸善、T R C及びD N P）
	株式移転計画作成（丸善及びT R C）
平成21年9月30日	臨時株主総会及び種類株主総会基準日公告日（丸善）
平成21年10月14日	臨時株主総会及び種類株主総会基準日（丸善）
平成21年11月25日（予定）	株式移転計画承認臨時株主総会（丸善及びT R C）
	株式移転計画承認種類株主総会（丸善）
平成22年1月27日（予定）	東京証券取引所上場廃止日（丸善）
平成22年2月1日（予定）	当社設立登記日（本株式移転の効力発生日）
	当社株式上場日

ただし、手続上やむをえない事由が発生した場合は、丸善及びT R Cの両社で協議の上、日程を変更する場合があります。

また、当社の設立登記日（本株式移転の効力発生日）において当社の発行する普通株式が東京証券取引所へ上場することが困難となる事態が生じ若しくは明らかになった場合その他株式移転計画の目的の達成が著しく困難となった場合には、丸善及びT R Cは協議し合意の上、本株式移転を中止することがあります。

なお、上記の上場廃止日については、東京証券取引所より公表されている「株券等の5日目決済及び期間売買停止の廃止について」に基づいて当該日程としておりますが、株券等の5日目決済の廃止が予定通り行われない場合は、上場廃止日は平成22年1月26日となる予定です。

3. 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

丸善（普通株主）

丸善の普通株主が、その有する丸善の普通株式につき、丸善に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成21年11月25日開催予定の臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を丸善に対し通知し、かつ、上記臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会において本株式移転に反対し、丸善がこれらの株主総会の決議の日（平成21年11月25日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

丸善（第1回A種優先株主、第1回B種優先株主、第1回C種優先株主及び第1回D種優先株主）

丸善の各種優先株主が、その有する丸善の各種優先株式につき、丸善に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、それぞれ平成21年11月25日開催予定の臨時株主総会及び各種優先株主による種類株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を丸善に対し通知し、かつ、それぞれ上記臨時株主総会及び各種優先株主による種類株主総会において本株式移転に反対し、丸善がこれらの株主総会の決議の日（平成21年11月25日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

T R C（普通株主）

T R Cの普通株主が、その有するT R Cの普通株式につき、T R Cに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成21年11月25日開催予定の臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をT R Cに対し通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、T R Cが上記臨時株主総会の決議の日（平成21年11月25日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

第 2 【統合財務情報】

1 . 当社

当社は新設会社でありますので、本届出書提出日現在において財務情報はありません。

2 . 組織再編成後の当社

上記のとおり、当社には本届出書提出日現在において財務情報はありませんが、丸善の平成21年 1 月期及び T R C の平成21年 3 月期の主要な経営指標である「売上高」、「経常利益」及び「当期純利益」を合算すると、以下のとおりであります。もっとも、以下の数値は、単純な合算値に過ぎず、監査法人の監査証明を受けていない記載でありますことにご留意下さい。また、「売上高」、「経常利益」及び「当期純利益」以外の指標等については、単純合算を行うことも困難であり、また、単純に合算を行うと却って投資家の皆様の判断を誤らせるおそれがありますことから、合算は行っておりません。

売上高	(百万円)	129,346
経常利益	(百万円)	1,899
当期純利益	(百万円)	60

(注) 合算に用いた数値は、丸善の平成21年 1 月期連結決算数値と、T R C の平成21年 3 月期単体決算数値であります。

3. 組織再編成対象会社（丸善及びT R C）

当社の完全子会社となる丸善及びT R Cの主要な経営指標等は、それぞれ以下のとおりです。

丸善

主要な経営指標等の推移（連結）

回次	第196期	第197期	第198期	第199期	第200期
決算年月	平成17年 3月	平成18年 1月	平成19年 1月	平成20年 1月	平成21年 1月
売上高 (百万円)	110,644	82,569	99,340	102,529	96,905
経常利益又は 経常損失() (百万円)	1,430	529	460	445	478
当期純利益又は 当期純損失() (百万円)	2,642	6,789	4,967	530	442
純資産額 (百万円)	1,018	4,259	9,179	8,537	12,513
総資産額 (百万円)	76,329	53,767	50,866	50,960	47,218
1株当たり純資産額 (円)	9.44	53.23	7.66	7.45	34.20
1株当たり当期純利益 又は当期純損失() (円)	24.47	62.88	46.01	1.81	4.83
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)			27.28		
自己資本比率 (%)	1.33	7.92	18.05	16.75	26.50
自己資本利益率 (%)	113.53	257.25	73.92	5.98	4.21
株価収益率 (倍)	10.67	3.44	4.15	60.90	13.24
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	4,256	2,116	1,183	946	416
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	7,411	6,338	6,575	207	163
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	4,517	13,898	6,347	217	1,142
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	18,219	8,562	7,647	8,583	6,861
従業員数 [外、平均臨時 雇用者数] (名)	1,045 [1,772]	995 [1,834]	935 [1,874]	925 [2,318]	857 [2,883]

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第196期、第197期及び第200期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失が計上されているため、また、第199期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 第196期において、従業員数は平成16年4月1日の会社分割により設立された丸善システムインテグレーション(株)（現 京セラ丸善システムインテグレーション(株)）が、平成16年9月末日をもって連結子会社から持分法適用関連会社になったことにより321名減少しております。

4. 平成17年6月29日開催の第196期定時株主総会決議により、決算期を3月31日から1月31日に変更いたしました。したがって、第197期は平成17年4月1日から平成18年1月31日までの10ヶ月決算となっております。

T R C

主要な経営指標等の推移（単体）

回次	第26期	第27期	第28期	第29期	第30期
決算年月	平成17年 3 月	平成18年 3 月	平成19年 3 月	平成20年 3 月	平成21年 3 月
売上高 (百万円)	25,389	24,552	29,022	31,526	32,440
経常利益 (百万円)	1,605	1,382	1,198	1,423	1,420
当期純利益 (百万円)	742	924	654	856	503
持分法を適用した場合 の投資利益 (百万円)					
資本金 (百万円)	266	266	266	266	266
発行済株式総数 (千株)	532	532	532	532	532
純資産額 (百万円)	11,390	13,111	13,701	14,494	14,918
総資産額 (百万円)	19,448	22,515	23,412	24,149	24,750
1株当たり純資産額 (円)	21,405.76	24,640.80	25,750.26	27,240.75	28,036.49
1株当たり配当額 (円)	120	120	120	150	150
1株当たり当期純利益 (円)	1,395.89	1,737.27	1,229.45	1,610.49	945.74
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)					
自己資本比率 (%)	58.56	58.23	58.52	60.02	60.27
自己資本利益率 (%)	6.52	7.05	4.77	5.91	3.37
株価収益率 (倍)					
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,533	1,129	1,716	1,699	543
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	9	363	2,969	1,110	1,489
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	55	1,332	723	256	296
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	6,477	8,575	6,599	6,932	5,689
従業員数 [外、平均臨時 雇用者数] (名)	190 [500]	192 [1,400]	197 [1,830]	202 [2,396]	205 [3,293]

(注) 1. T R C は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. T R C は、第26期、第27期及び第28期につきましては、旧証券取引法第193条の2の規定に基づく監査を受けておりません。なお、第29期及び第30期については金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じた監査を受けております。

3. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益につきましては、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

5. 株価収益率につきましては、非上場会社であるため記載しておりません。

第3【発行者（その関連者）と組織再編成対象会社との重要な契約（発行者（その関連者）と対象者との重要な契約）】

該当事項はありません。

第三部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第2 統合財務情報」記載のとおりです。

2【沿革】

- 平成20年12月16日 丸善とT R Cは、株主総会の承認を前提として、株式移転により両社の完全親会社となる当社を設立し、経営統合することにつき、各取締役会において決議の上、基本合意いたしました。
- 平成21年9月29日 丸善とT R Cは、株主総会の承認を前提として、上記基本合意に基づき、各取締役会において決議の上、経営統合に関する合意書及び新会社の設立及び運営に関する契約書の締結並びに株式移転計画の作成を致しました。
- 平成21年11月25日 丸善の臨時株主総会及び各種類株主総会とT R Cの臨時株主総会において、両社が共同株式移転の方法により当社を設立し、両社がその完全子会社となることについて決議する予定です。
- 平成22年2月1日 丸善とT R Cが株式移転の方法により当社を設立する予定です。当社の普通株式を東京証券取引所に上場する予定です。

なお、完全子会社となる丸善の沿革につきましては、有価証券報告書（平成21年4月30日提出）記載のとおりです。また、T R Cの沿革につきましては、以下のとおりです。

T R C

- 昭和36年12月 (株)学校図書サービス設立
- 昭和49年10月 (株)図書流通（現・子会社）設立
- 昭和54年4月 (株)リブリオ出版（現・子会社）設立
- 昭和54年12月 (株)図書館流通センター設立
- 昭和55年8月 (株)学校図書サービス（現・(株)図書館流通センター埼玉・子会社）設立
- 昭和56年3月 (株)学校図書サービス（現・(株)図書館流通センター豊中・子会社）設立
- 昭和57年4月 大阪営業所を開設
- 昭和57年9月 (株)学校図書サービス（現・(株)T R C横浜・子会社）設立
- 平成2年5月 物流センター「（旧）新座ブックナリー」開設
- 平成5年7月 (株)学校図書館サービスを(株)図書館流通センターに吸収合併（存続会社は(株)図書館流通センター）
- 平成11年12月 図書在庫・装備センター「志木ブックナリー」開設
- 平成12年3月 (株)ブックワン設立
- 平成14年3月 (株)ティーアールシーサポートアンドサービス設立
- 平成15年3月 (株)T R C北海道（現・子会社）設立
- 平成15年4月 (株)T R Cプロモーションサービス（現・(株)T R C P S（注1）・子会社）設立
- 平成16年12月 (株)ブックワンを(株)ピーケーワンに商号変更
- 平成17年7月 (株)T A M B A 図書館サービス（現・子会社）設立
- 平成17年12月 (株)図書館総合研究所（現・子会社）設立
- 平成18年3月 (株)T R C東日本、(株)T R C首都圏（現・T R C販売(株)）、(株)T R C関西（現・T R C首都圏(株)）、(株)T R C西日本、(株)T R C学術情報ソリューション（注2）及び(株)図書館サービス（以上、現・子会社）設立

平成18年 3月	(株)図書館流通センターに(株)ティーアールシーサポートアンドサービスと(株)ピーケーワンを吸収合併（存続会社は(株)図書館流通センター）。
平成18年 4月	(株)岩崎書店を子会社化（現・子会社）
平成19年 3月	大日本印刷(株)と業務提携及び資本提携開始
平成20年 2月	大日本印刷(株)の連結子会社になる
平成20年12月	丸善(株)と共同持株会社の設立による経営統合に関する基本合意書締結
平成21年 3月	物流拠点「（新）新座ブックナリー」竣工（注3）

(注) 1．平成21年 6月23日に(株)T R C 学校図書館サポートへ商号変更しております。

2．平成21年 9月 1日に清算終了しております。

3．平成21年 9月より本稼働しております。

3【事業の内容】

当社は、書籍及び雑誌等の販売、学術情報その他情報提供サービス業、並びに図書館業務の請負及び図書館等の教育施設の運営代行、建築工事の設計・管理及び請負業、図書、雑誌の出版業等の事業を営む会社の株式を保有することによる当該会社の事業活動の管理、並びにこれに付帯又は関連する事業を行う予定です。

また完全子会社となる丸善及びT R Cの事業の内容は以下のとおりです。

丸善

丸善グループは、丸善を中心に、親会社 1 社、子会社10社及び関連会社 3 社により構成されております。なお、親会社であるD N Pは印刷事業及び清涼飲料事業を事業内容としております。

事業内容及び丸善と関係会社の当該事業に係る位置づけは、次のとおりであります。

区分	主要な事業内容	会社名
教育・学術事業	大学、官庁付置研究機関、企業資料室、公共図書館等への学術情報を中心とした書籍販売等	丸善(株)（教育・学術事業本部） Maruzen International Co., Ltd.
	大学等教育研究機関、国公行政機関等の図書館・教室などの建築及び内装設備の設計施工	丸善(株)（教育・学術事業本部）
店舗事業	主要都市に店舗を設け、書籍のほか文具等の複合的な店舗販売及びその関連事業	丸善(株)（店舗事業部） 丸善ブックメイツ(株)、丸善メイツ(株)
	主にロードショップで書籍のほか文具、文化雑貨等の複合的な販売及びA V製品等のレンタル	(株)オルモ、(株)ケヤキボックス
出版事業	学術専門書中心の出版業	丸善(株)（出版事業部）
	出版に係る企画、編集、製作等の請負	丸善プラネット(株)
店舗内装事業及びその他事業	書店・文具店など文化系小売業の店舗設備の設計施工	丸善(株)（ショップ・システム・プロデュース事業部）
	図書館設備什器及び店舗設備什器の製造・塗装・組立	(株)第一鋼鉄工業所
	店舗用建物及び付属設備の建築並びに内装工事の企画、設計、施工及び監理	(株)ピー・オー・エム
	不動産賃貸業ほか	丸善(株)（不動産関連部署ほか）、 丸善システムサービス(株)、 (株)丸善トライコム

T R C

T R Cグループは、T R Cを中心に、親会社1社及び子会社16社により構成されております。なお、親会社であるD N Pは印刷事業及び清涼飲料事業を事業内容としております。

事業内容及びT R Cと関係会社の当該事業に係る位置づけは、次のとおりであります。

区 分	主要な事業内容	会 社 名
図書・装 備及びマ ーク事 業	公共図書館、学校図書館を中心とした図書館用書籍の販売、および図書館用書籍の加工（装備）、書誌データの作成・販売	(株)図書館流通センターほか16社
サポ ート事 業	公共図書館、学校図書館を中心とした図書館運営業務の受託、指定管理者制度による図書館運営	(株)図書館流通センター
ビー ケー ワン 事業	オンライン書店ビーケーワンの運営	(株)図書館流通センター、 (株)リプリオ出版、(株)岩崎書店、 (株)図書流通

4【関係会社の状況】

当社は新設会社でありますので、本届出書提出日現在において関係会社はありませんが、当社の完全子会社となる丸善及びT R Cそれぞれの関係会社の状況につきましては、「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要 1 組織再編成（公開買付け）の目的等 2 . 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編対象会社と提出会社の企業集団の関係（1）提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」をご参照下さい。

5【従業員の状況】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、未定です。

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となる丸善及びT R Cの従業員の状況は以下のとおりです。

丸善（連結）

平成21年7月31日現在

従業員数(名)	855 (2,921)
---------	-------------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

T R C（単体）

平成21年3月31日現在

従業員数(名)	205 (3,293)
---------	-------------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(3) 労働組合の状況

当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

連結会社の状況

当社の完全子会社となる丸善及びT R C の従業員の状況は以下のとおりです。

丸善

丸善の労働組合は、丸善労働組合と称し、平成21年7月31日現在の組合員数は535人であり、労使関係は円満に維持されております。

T R C

T R C においては、労働組合は、結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第 2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる丸善の業績等の概要については、丸善の有価証券報告書（平成21年4月30日提出）及び四半期報告書（平成21年6月12日及び平成21年9月14日提出）をご参照ください。当社の完全子会社となるTRCにつきましては、有価証券報告書を作成しておりませんので、業績等の概要について参照すべきものではありません。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる丸善の生産、受注及び販売の状況については、丸善の有価証券報告書（平成21年4月30日提出）及び四半期報告書（平成21年6月12日及び平成21年9月14日提出）をご参照ください。当社の完全子会社となるTRCにつきましては、有価証券報告書を作成しておりませんので、生産、受注及び販売の状況について参照すべきものではありません。

3 【対処すべき課題】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる丸善の対処すべき課題については、丸善の有価証券報告書（平成21年4月30日提出）及び四半期報告書（平成21年6月12日及び平成21年9月14日提出）をご参照ください。当社の完全子会社となるTRCにつきましては、有価証券報告書を作成しておりませんので、対処すべき課題について参照すべきものではありません。

4 【事業等のリスク】

当社は本届出書提出日現在において設立されておりませんが、本株式移転により丸善及びTRCの完全親会社となるため、当社の設立後は本届出書提出日現在における両社の事業等のリスクが当社の事業等のリスクとなりうるものが想定されます。丸善及びTRCの事業等のリスクは、それぞれ下記(1)及び(2)記載のとおりです。また、本件株式移転に関連し、当社グループの経営統合に係るリスクとして、下記(3)のリスクが想定されます。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載のない限り、本届出書提出日現在において判断したものであります。

(1) 丸善の事業等のリスク

財政状態及び経営成績の大幅な変動

教育・学術市場においては、今後も引き続きシェアの拡大とアウトソーシング事業、ソリューション事業の受注拡大を図ることにより収益を確保してまいりますが、予算抑制状況の中で外国雑誌商戦における想定以上の競争激化が収益に影響を及ぼす可能性があります。

店舗事業においては、ITを活用したきめ細かな商品政策と業務の効率化を推進し収益の拡大を図ってまいりますが、気候状況や景気動向、競合他社の出店状況等により収益に影響を及ぼす可能性があります。

為替変動の影響について

丸善が取り扱う輸入書籍及び外国雑誌は為替変動に連動し販売価格を設定しております。輸入書籍は一定期間の為替相場をもとに、また、外国雑誌は年度契約が基本であり、年度ごとに為替相場を反映するように設定しております。一方、仕入では円建て取引を行うほか、為替予約を実行し、販売価格に対応した為替予約を行うことで過度に為替変動の影響を受けないことを基本としております。しかし、完全に為替リスクを排除することは困難であり、短期間に急激な為替変動が起こった場合には収益への影響を受ける懸念があります。

法的規制等について

(イ)再販売価格維持制度について

丸善グループにて製作・販売している出版物は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（以下「独占禁止法」といいます。）第23条第4項の規定により、再販売価格維持制度（以下「再販制度」といいます。）が認められる特定品目に該当しており、書店では定価販売が認められております。

独占禁止法は、再販制度を不公正な取引方法として原則禁止しておりますが、出版物が我が国の文化の振興と普及に重要な役割を果たしていることから、公正取引委員会の指定する書籍、雑誌及び新聞等の著作物の小売価格については、例外的に再販制度が認められています。

公正取引委員会が、平成13年3月23日に発表した「著作物再販制度の取扱いについて」によると、著作物再販制度については、当面、残置されることは相当であるとの結論が出されております。しかし併せて、業界に対し、再販制度を維持しながらも、消費者利益の向上が図られるように現行制度の弾力的運用を要請しています。従いまして、今後、再販制度が廃止された場合には、丸善グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(ロ)出店に関する法的規制について

丸善グループの小売業部門においては、売場面積1,000㎡超の店舗（以下「大規模小売店舗」といいます。）を出店する場合、「大規模小売店舗立地法」の規制を受けます。大規模小売店舗の出店については出店調整等の規制の影響を受ける可能性があるため、当該規制によって出店計画に変更が発生した場合には、丸善グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(ハ)出版物の委託販売制度について

丸善グループにおける出版事業では、書籍業界の商慣習に従い、丸善グループが取次または書店に配本した出版物（主として書籍・雑誌）のほとんどについては、配本後、約定した委託期間内に限り、返品を受け入れることを取引条件とした委託販売制度をとっております。

書籍の委託には、主として次の2種類があります。

）新刊委託

新刊時または重版時の書籍が対象となり、書籍取次店との委託期間は6ヶ月間であります。

）長期委託

既刊の書籍をテーマあるいは季節に合わせてセット組みしたもの、あるいは全集物が対象となり、委託期間は、ケース・パイ・ケースであります。12ヶ月になることもあります。

定期刊行誌（雑誌）の委託期間は、次のとおりです。

月刊誌 発売日より3ヶ月間

丸善グループは、委託販売制度による出版物の返品による損失に備えるため、会計上、出版事業に係る売掛金残高または出版物の売上金額に一定期間の返品実績率を乗じた返品調整引当金を計上しておりますが、返品率の変動は、丸善グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

個人情報保護について

丸善グループでは、お客様から個人情報を適切に取得し管理した上で、サービス提供を行っております。情報セキュリティ対策の強化を徹底し、情報管理に対する意識を高めるなど、個人情報の取扱いには細心の注意を払っております。しかしながら、公開サーバーにおいて、不測のアクセスにより想定外の損傷が予測されます。このような事態において、信用失墜による収益の減少、損害賠償等による予期せぬ費用が発生し、丸善の事業計画に影響を及ぼす可能性があります。

自然災害について

丸善は、将来予測される大規模地震等の自然災害に備え、コンピュータシステム及び通信設備等の重要機器は耐震構造と自家発電設備を備えたビルに収容し、データのバックアップ等の対策も講じております。しかしながら、大規模災害が発生し、事業所の損壊、あるいは店舗POS等ホストシステムの停止による事業中断の期間が長期化した場合、丸善の事業運営に多大な影響を及ぼす可能性があります。

(2) T R C の事業等のリスク

官公庁の動向

T R C は、主に官公庁が運営する公共図書館や学校図書館等に向けた図書館用書籍の販売、書誌データの作成・販売、図書館運営業務の受託を行っており、官公庁の予算動向に影響を受けております。官公庁の予算は、政府及び地方自治体の政策によって決定されるため、今後、官公庁の予算が削減された場合、T R C の業績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

法的規制等について

T R C にて販売している出版物は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（以下「独占禁止法」といいます。）第23条第4項の規定により、再販売価格維持制度（以下「再販制度」といいます。）が認められる特定品目に該当しております。

独占禁止法は、再販制度を不公正な取引方法として原則禁止しておりますが、出版物が我が国の文化の振興と普及に重要な役割を果たしていることから、公正取引委員会の指定する書籍、雑誌及び新聞等の著作物の小売価格については、例外的に再販制度が認められています。

公正取引委員会が、平成13年3月23日に発表した「著作物再販制度の取扱いについて」によると、著作物再販制度については、当面、残置されることは相当であるとの結論が出されております。しかし併せて、業界に対し、再販制度を維持しながらも、消費者利益の向上が図られるように現行制度の弾力的運用を要請しています。従いまして、今後、再販制度の緩和や廃止がされた場合には、異業種を含めた価格競争が生じる可能性があり、T R C の業績に影響を与える可能性があります。

情報セキュリティ及び個人情報保護

コンピュータネットワークや情報システムの果たす役割が高まり、情報セキュリティ及び個人情報保護に関する対応は、事業活動を継続する上で不可欠となってきております。これに対して、近年ソフト・ハードの不具合やコンピュータウイルスなどによる情報システムの障害、個人情報の漏えいなど、さまざまなリスクが発生する可能性が高まってきております。

T R C は、情報セキュリティ及び個人情報保護を経営の最重要課題のひとつとして捉え、体制の強化や社員教育などを通じてシステムとデータの保守・管理に万全を尽くしておりますが、万一これらの事故が発生した場合には、事業活動に影響を及ぼす可能性があります。

災害の発生

物流拠点などの主要施設に関しては、防火、耐震対策などを実施しており、災害などによって事業活動の停止あるいは商品供給に混乱をきたすことのないよう努めております。また、各種保険によるリスク移転も図っております。しかしながら、大地震や新型インフルエンザといった感染症など、事業活動の停止及び社会インフラの大規模な損壊や機能低下などにつながるような、予想を超える事態が発生した場合は、業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(3) 経営統合に係るリスク

株式移転に係る手続等

丸善及びT R Cは、平成21年9月29日付で新会社の設立及び運営に関する契約書の締結及び株式移転計画の作成をしておりますが、本件株式移転に係る手続は、本届出書提出日現在終了しておらず、今後本経営統合が予定どおりに進まない可能性があり、かかる事態が生じた場合には、当社グループの財政状態及び業績に重大な悪影響を及ぼすおそれがあります。

なお、丸善の普通株式は、東京証券取引所市場第一部に上場しておりますが、本株式移転に伴い、平成22年1月下旬に上場廃止となる予定です。但し、本株式移転により設立される持株会社である当社は、東京証券取引所市場第一部への上場申請手続(東京証券取引所有価証券上場規程201条2項)を行い、当社普通株式をいわゆるテクニカル上場(同規程2条(73)号、208条)により平成22年2月1日より東京証券取引所市場第一部に上場する予定です。

経営統合効果

本経営統合の完了後、丸善グループ及びT R Cグループの事業の統合が早期に又は十分に実現しない可能性があり、かかる場合、事業の統合により丸善に帰属すると期待された経営統合の効果が達成できず、丸善グループの財政状態及び業績に重大な悪影響を及ぼすおそれがあります。

本経営統合後の統合効果の十分な発揮を妨げる要因として、以下が考えられますが、これらに限りません。

- ・ 共通する商品やサービスについての販売ノウハウの共有や統一化の遅れ、顧客又は取引先との関係の悪化、対外的信用の低下、マーケティング戦略の不統一その他様々な要因により収益面における統合効果が実現できない可能性
- ・ 重複する顧客又は仕入先、本部機構、財務・情報システムの統合等を始めとする業務の効率性向上策・コスト削減策を実現できないことにより、期待通りの業務の効率性向上・コスト削減が実現できない可能性
- ・ 丸善及びT R Cの経営統合に伴う販売・物流ネットワーク及び本部機構、財務・情報システムの統合又は再構築並びに従業員の再配置等により想定外の追加費用が発生する可能性

5【経営上の重要な契約等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる丸善の経営上の重要な契約等については、丸善の有価証券報告書(平成21年4月30日提出)及び四半期報告書(平成21年6月12日及び平成21年9月14日提出)をご参照ください。当社の完全子会社となるT R Cにつきましては、有価証券報告書を作成しておりませんので、経営上の重要な契約等について参照すべきものはありません。

6【研究開発活動】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる丸善の経営上の研究開発活動については、丸善の有価証券報告書（平成21年4月30日提出）及び四半期報告書（平成21年6月12日及び平成21年9月14日提出）をご参照ください。当社の完全子会社となるTRCにつきましては、有価証券報告書を作成しておりませんので、経営上の研究開発活動について参照すべきものはありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる丸善の経営上の財政状態及び経営成績の分析については、丸善の有価証券報告書（平成21年4月30日提出）及び四半期報告書（平成21年6月12日及び平成21年9月14日提出）をご参照ください。当社の完全子会社となるTRCにつきましては、有価証券報告書を作成しておりませんので、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析について参照すべきものはありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

(1) 当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社

丸善の設備投資等の概要については、丸善の有価証券報告書（平成21年4月30日提出）をご参照ください。
T R C につきましては、図書・装備及びマーク事業においてより一層の品質向上と物流の合理化を目指した新物流拠点新・新座ブックナリー（埼玉県新座市野火止）を新設し、平成21年3月期では2,057百万円の設備投資を実施いたしました。

2【主要な設備の状況】

(1) 当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社

丸善の主要な設備の状況については、丸善の有価証券報告書（平成21年4月30日提出）及び四半期報告書（平成21年6月12日及び平成21年9月14日提出）をご参照ください。T R C（単体）につきましては、最近事業年度末（平成21年3月31日現在）の状況を記載いたしましたのでご参照下さい。

平成21年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類 別セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)
				建物 及び構築物	工具器具 及び備品	土地 (面積㎡)	その他	合計	
(株)図書館流通センター	志木ブックナリー（埼玉県志木市）	図書・装備及びマーク事業 ピーケーワン事業	倉庫 加工設備 事務所	781	4	1,846 (5,850)		2,632	26 (55)
(株)図書館流通センター	新座ブックナリー（埼玉県新座市）	図書・装備及びマーク事業 ピーケーワン事業	倉庫 加工設備	2,043		1,859 (8,149)		3,903	()

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 新座ブックナリーは、平成21年9月に本稼働しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社

丸善の設備の新設、除却等の計画については、丸善の有価証券報告書（平成21年4月30日提出）及び四半期報告書（平成21年6月12日及び平成21年9月14日提出）をご参照ください。T R C（単体）につきましては、重要な設備の新設等及び重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

平成22年2月1日時点における当社の状況は以下のとおりです。

【株式の総数】

種 類	発行可能株式総数(株)
普通株式	240,000,000
計	240,000,000

【発行済株式】

種 類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内 容
普通株式	60,128,687	東京証券取引所	完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式です。単元株式数は100株であります。
計	60,128,687		

(注) 平成21年7月末日時点における丸善の発行済みの普通株式の総数176,403,360株、第1回A種優先株式の総数11,120株、第1回B種優先株式の総数11,120株、第1回C種優先株式の総数11,120株及び第1回D種優先株式の総数11,120株、並びにTRCの発行済み株式の総数532,101株に基づいて記載しております。

ただし、丸善及びTRCは、本株式移転の効力発生までに、現時点で保有し、又は今後新たに取得する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、丸善が平成21年7月末日時点で保有する自己株式である丸善の普通株式376,958株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、実際に消却される自己株式数については現状において未確定であるため、実際に当社が交付する新株式数は変動することがあります。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

平成22年2月1日時点における当社の状況は以下のとおりです。

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年 2月1日	60,128,687 (予定)	60,128,687 (予定)	3,000	3,000	3,000	3,000

(注) 平成21年7月末日時点における丸善の発行済みの普通株式の総数176,403,360株、第1回A種優先株式の総数11,120株、第1回B種優先株式の総数11,120株、第1回C種優先株式の総数11,120株及び第1回D種優先株式の総数11,120株、並びにTRCの発行済み株式の総数532,101株に基づいて記載しております。

ただし、丸善及びTRCは、本株式移転の効力発生までに、現時点で保有し、又は今後新たに取得する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、丸善が平成21年7月末日時点で保有する自己株式である丸善の普通株式376,958株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、実際に消却される自己株式数については現状において未確定であるため、実際に当社が交付する新株式数は変動することがあります。

(5)【所有者別状況】

当社は新設会社でありますので、本届出書提出日現在において所有者はおりません。

なお、当社の完全子会社となる丸善（平成21年7月31日現在）及びT R C（平成21年3月31日現在）の所有者別状況については、以下のとおりです。

丸善

普通株式

平成21年7月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)		30	38	173	31	2	10,930	11,204	
所有株式数(単元)		31,090	1,794	83,197	803	2	58,931	175,817	586,360
所有株式数の割合(%)		17.7	1.0	47.3	0.5	0.0	33.5	100.0	

(注)株主名簿上の自己株式376,958株のうち、376単元は「個人その他」の欄に、958株は「単元未満株式の状況」に含めております。なお、自己株式の実保有株式数376,958株は株主名簿記載上の株式数と同一であります。

第1回A種優先株式

平成21年7月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)				1				1	
所有株式数(単元)				11,120				11,120	
所有株式数の割合(%)				100.0				100.0	

第1回B種優先株式

平成21年7月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)				1				1	
所有株式数(単元)				11,120				11,120	
所有株式数の割合(%)				100.0				100.0	

第1回C種優先株式

平成21年7月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)				1				1	
所有株式数(単元)				11,120				11,120	
所有株式数の割合(%)				100.0				100.0	

第1回D種優先株式

平成21年7月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)				1				1	
所有株式数(単元)				11,120				11,120	
所有株式数の割合(%)				100.0				100.0	

T R C

普通株式

平成21年3月31日現在

区分	株式の状況							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)				9			15	24	
所有株式数(株)				420,694			111,407	532,101	
所有株式数の割合(%)				79.1			20.9	100.0	

(注) 単元株制度を採用していないため、株式数で表示しております。

(6)【議決権の状況】

【発行済株式】

当社は新設会社でありますので、本届出書提出日現在において所有者はおりません。

なお、当社の完全子会社となる丸善（平成21年7月31日現在）及びT R C（平成21年3月31日現在）の議決権の状況については、以下のとおりです。

丸善

平成21年7月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 376,000		(注2)
完全議決権株式(その他)	普通株式 175,441,000 第1回A種優先株式 11,120 第1回B種優先株式 11,120 第1回C種優先株式 11,120 第1回D種優先株式 11,120	普通株式 175,441 第1回A種優先株式 11,120 第1回B種優先株式 11,120 第1回C種優先株式 11,120 第1回D種優先株式 11,120	(注2, 3)
単元未満株式	普通株式 586,360		1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	普通株式 176,403,360 優先株式 44,480		
総株主の議決権		219,921	

(注) 1. 「単元未満株式」欄の普通株式には、丸善所有の自己株式958株が含まれております。

2. 普通株式は、権利内容に何ら制限のない、丸善における標準となる株式であります。単元株式数は1,000株であります。

3. 第1回A種優先株式、第1回B種優先株式、第1回C種優先株式、第1回D種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1)優先配当金

a) 優先配当金

丸善は、剰余金の配当を行うときは、各事業年度末日最終の株主名簿に記載又は記録された各種優先株式を有する株主（以下「優先株主」といいます。）又は各種優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」といいます。）に対し、各事業年度末日最終の株主名簿に記載又は記録された普通株主及び丸善普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」といいます。）に先立ち、各種優先株式1株につき下記b)に定める額の配当（以下「優先配当金」といいます。）を行う。但し、平成18年1月31日に終了する事業年度及び平成19年1月31日に終了する事業年度における優先配当金の支払いは行わない。

b) 優先配当金の額

1) 優先配当金の額は、優先株式の払込金額（135,000円）に、それぞれの事業年度毎に下記の配当率（以下「優先配当率」といいます。）を乗じて算出した額とする。優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

2) 優先配当率は、平成19年2月1日以降、次回配当率修正日（下記4）に定義される。）の前日までの各事業年度について、以下の算式によりそれぞれ計算される年率とする。

平成20年1月31日に終了する事業年度

優先配当率 = 日本円TIBOR（6ヶ月物） + 3.00%

平成21年1月31日に終了する事業年度

優先配当年率 = 日本円TIBOR（6ヶ月物） + 3.50%

平成22年1月31日に終了する事業年度

優先配当年率 = 日本円TIBOR（6ヶ月物） + 4.00%

平成23年1月31日に終了する事業年度

優先配当年率 = 日本円TIBOR（6ヶ月物） + 4.50%

平成24年1月31日に終了する事業年度から平成28年1月31日に終了する事業年度まで

優先配当年率 = 日本円TIBOR（6ヶ月物） + 7.50%

平成29年1月31日に終了する事業年度以降

優先配当年率 = 日本円TIBOR（6ヶ月物） + 10.00%

- 3) 優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。
- 4) 「配当年率修正日」は、平成20年2月1日及び、以降毎年2月1日とする。当日が銀行休業日の場合は前営業日を配当年率修正日とする。
- 5) 「日本円TIBOR（6ヶ月物）」は、平成19年2月1日又は各配当年率修正日及びその直後の8月1日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）の2時点（以下それぞれ「優先配当決定基準日」といいます。）において、午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値の平均値を指すものとする。当該平均値の算出にあたり、優先配当決定基準日に日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レートが公表されない場合、これに代えて、同日（当日がロンドンにおける銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時におけるロンドン・インター・バンク・オフアード・レート（ユーロ円LIBOR 6ヶ月物（360日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを用いるものとする。

c) 累積条項

丸善は、ある事業年度において優先株主又は優先登録株式質権者に対し、優先配当金の一部又は全部が支払われないときは、その不足額を翌事業年度以降に累積し、累積した不足額（以下「優先株式累積未払配当金」といいます。）については、優先配当金に先立ってこれを優先株主又は優先登録株式質権者に支払う。

d) 非参加条項

優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。

(2) 残余財産の分配

- a) 丸善の残余財産を分配するときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき135,000円及び優先株式累積未払配当金相当額の合計額（以下「優先残余財産分配金」といいます。）を支払う。
- b) 優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、優先残余財産分配金のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 償還請求権

- a) 第1回A種優先株主及び第1回A種優先登録株式質権者は、平成19年以降の毎年定時株主総会開催日（同日を含む。）から、第1回B種優先株主及び第1回B種優先登録株式質権者は、平成20年以降の毎年定時株主総会開催日（同日を含む。）から、第1回C種優先株主及び第1回C種優先登録株式質権者は、平成21年以降の毎年定時株主総会開催日（同日を含む。）から、第1回D種優先株主及び第1回D種優先登録株式質権者は、平成22年以降の毎年定時株主総会開催日（同日を含む。）から、それぞれ毎同年12月末日（同日を含む。）までの期間において、丸善の前事業年度の分配可能額から、当該前事業年度に関する定時株主総会において剰余金として配当し又は支払うものと定めた額を控除した額を、償還（以下で定義される。）請求日が属する事業年度における償還の上限として、優先株式の全部又は一部を取得し、これと引換えに金銭を交付すること（以下、優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを「償還」といいます。）の請求を行うことができ、丸善は、当該償還請求のあった日から1ヶ月以内に、法令の定めに従い償還手続きを行うものとする。
- b) 同日において、上記a)本文の上限額を超えて各種優先株式を有する株主及び登録株式質権者からの償還請求があった場合、上記a)本文の限度額を償還請求があった各種優先株式の払込金額総額に応じて按分比例した金額を当該優先株式の償還限度額とし、償還すべき優先株式は当該償還限度額の範囲内で抽選又は按分比例の方法により決定する。

- c) 丸善は、優先株主及び優先登録株式質権者に対し、償還の対価として、1株当たり金135,000円に、償還日の属する事業年度における優先配当金の額を償還日の属する事業年度の初日から償還日までの日数（初日及び償還日を含む。）で日割計算した額（小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）並びに優先株式累積未払配当金相当額の合計額を加算した額を支払うものとする。

(4)強制償還

- a) 丸善は、第1回A種優先株式、第1回B種優先株式、第1回C種優先株式及び第1回D種優先株式の全部又は一部については平成22年以降の毎年定時株主総会開催日（同日を含む。）から、それぞれ毎同年5月31日（同日を含む。）までの期間において、優先株式の全部又は一部を取得し、これと引換えに金銭を交付すること（以下、「強制償還」といいます。）ができる。
- b) 償還価額は、1株につき、金139,050円に、償還日の属する事業年度における優先配当金の額を償還日の属する事業年度の初日から償還日までの日数（初日及び償還日を含む。）で日割計算した額（小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）並びに優先株式累積未払配当金相当額の合計額を加算した額とする。
- c) 一部償還するときは、抽選その他の方法により行う。

(5)株式の併合又は分割、新株引受権等の付与

- a) 丸善は、法令に定める場合を除き、優先株式について株式の併合又は分割は行わず、また株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。
- b) 丸善は、優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利若しくは新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与えない。

(6)転換予約権

- a) 転換を請求し得べき期間

第1回A種優先株式については平成18年9月1日以降、第1回B種優先株式については平成19年9月1日以降、第1回C種優先株式については平成20年9月1日以降、第1回D種優先株式については平成21年9月1日以降とする。

- b) 転換の条件

各種優先株主は、以下に定める条件で、その有する各種優先株式を取得し、これと引換えに普通株式を交付すること（以下、「転換」といいます。）を請求することができる。

1) 当初転換価額

当初転換価額は、普通株式1株当たり135円とする。

2) 転換価額の調整

- (A) 転換価額は、上記a)にそれぞれ定める日以降、下記(B)に掲げる各事由により、次の算式（以下「転換価額調整式」といいます。）に従って調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

- (B) 転換価額調整式により優先株式の転換価額の調整を行う場合及び調整後転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- () 下記(F)に定める時価を下回る払込金額又は処分価額をもって普通株式を新たに発行又は丸善の有する丸善の普通株式を処分する場合（但し、普通株式に転換され若しくは転換できる証券又は普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）の転換又は行使による場合は除く。）

調整後転換価額は、払込の翌日以降、又は募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- () 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。但し、分配可能額から資本に組み入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該分配可能額の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための基準日とする場合には、調整後転換価額は、当該分配可能額の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

なお、上記但書において、株式の分割のための基準日の翌日から当該分配可能額の資本組入の決議をした株主総会の終結の日までに転換をなした者に対しては、次の算出方法により、丸善の普通株式を新たに交付する。この場合に、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額をもって転換により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

- () 下記(F)に定める時価を下回る価額をもって丸善の普通株式に転換され又は転換することができる株式を発行する場合
調整後転換価額は、払込又は募集のための株主割当基準日がある場合はその日に、発行される株式全てが転換されたものとみなし、その払込の翌日以降、又は株主割当の基準日がある場合はその翌日以降、これを適用する。但し、当該発行される株式の転換価額がその払込又は株主割当の基準日において確定しない場合、調整後転換価額は、転換価額が決定される日に、発行される株式の全てが転換されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。
- () 新株予約権の行使により発行される普通株式の1株当たりの払込金額（会社法第236条に定める新株予約権の行使に際して出資される1株当たりの財産の価額（金銭以外の財産を出資の目的とする場合を含む）と会社法第238条第1項第2号又は第3号に定める新株予約権1個と引換えに払い込む金銭の額の合計額、以下本項において同じ。）が下記(F)に定める時価を下回ることとなる新株予約権を発行する場合
調整後転換価額は、払込又は株主割当の基準日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全てが行使されたものとみなし、払込の翌日以降、又は株主割当基準日の翌日以降これを適用する。但し、新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株当たりの価額がその払込又は株主割当の基準日において確定しない場合、調整後転換価額は、新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株当たりの価額が決定される日に、発行される全ての新株予約権の行使がなされたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。
- (C)丸善は、上記(B)に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会が適当と判断する転換価額の調整を行うものとする。
- () 合併、株式交換、株式移転、会社分割、資本の減少又は普通株式の併合その他丸善普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により、転換価額の調整を必要とする場合
- () 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合
- (D)転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整は行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (E)転換価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (F)転換価額調整式に使用する時価は、調整後転換価額を適用する日（但し、上記(B)()但書の場合には株式の分割のための基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における丸善の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (G)転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とする。

(H) 転換価額調整式で使用する「1株当たりの発行・処分価額」とは、それぞれ以下のとおりとする。

- () 上記(B)()の場合には、当該払込金額又は処分価額（金銭以外の財産による払込の場合にはその適正な評価額）
- () 上記(B)()の場合には、0円
- () 上記(B)()の場合には、当該転換価額
- () 上記(B)()の場合には、当該1株当たりの払込金額

(I) 転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当の基準日がある場合はその日、又は株主割当の基準日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における丸善の発行済普通株式数から、当該各日における丸善の有する丸善普通株式数を控除した数とする。

3) 上記2)により転換価額の調整を行うときは、丸善は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前転換価額、調整後転換価額及びその適用の日その他必要な事項を優先株主に通知する。但し、上記2)(B)()但書に示される株式の分割の場合その他適用の日の前日までに上記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

4) 転換により交付すべき普通株式数

優先株式の転換により交付すべき丸善の普通株式数は、次のとおりとする。転換により交付すべき普通株式数の算出にあたって、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

$$\text{転換により交付すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が転換請求のために提出した優先株式の払込金額の総額} + \text{優先株式累積未払配当金相当額}}{\text{転換価額}}$$

5) 転換請求受付場所

東京都港区芝三丁目33番1号
中央三井信託銀行株式会社

6) 転換の効力発生

転換の効力は、転換請求書及び優先株式の株券が上記5)に記載する転換請求受付場所に到着した時に発生する。但し、優先株式の株券が発行されないときは、株券の提出を要しない。

(7) 普通株式への一斉転換

平成32年1月30日までに転換請求のなかった各種優先株式は、平成32年1月31日（以下「一斉転換日」といいます。）をもって、丸善が取得する。なお、丸善は取得の対価として、各種優先株式1株の払込金相当額及び当該各種優先株式に係る各種優先株式累積未払配当金相当額の合計額を、135円（以下「一斉転換価額」といいます。）で除して得られる数の丸善の普通株式を交付する。但し、転換価額が一斉転換日までに上記(6)b)2)により調整された場合には、一斉転換価額についても同様の調整を行うものとする。上記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法に定める1株に満たない端数に関する処置に準じてこれを取り扱う。

(8) 期中転換又は一斉転換があった場合の取扱い

各種優先株式の転換請求又は一斉転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金は、転換請求又は一斉転換がなされた日の属する事業年度の2月1日に転換があったものとみなしてこれを支払う。

(9) 議決権

a) 第1回A種優先株主、第1回B種優先株主、第1回C種優先株主及び第1回D種優先株主は、丸善による強制償還が可能となる日までの期間の長さ及び議決権数の多さに鑑み、既存の株主への影響を考慮したため、株主総会において議決権を有しない。但し、以下に定める場合においては議決権を有する。なお、第1回A種優先株式、第1回B種優先株式、第1回C種優先株式又は第1回D種優先株式に関し下記1)又は2)と同様の事由が生じた場合においても、他の当該優先株式の株主は議決権を有するものとする。

1) 当該優先株主に対して優先配当金及び優先株式累積未払配当金相当額全額を支払う旨の議案が前事業年度に係る定時株主総会に提出されない場合は当該定時株主総会より、又はその議案が当該定時株主総会において否決された場合は当該定時株主総会の終結の時より、当該優先株主に対して優先配当金及び優先株式累積未払配当金相当額全額を支払う旨の決議がなされた定時株主総会の終結の時まで、議決権を有する。

- 2) 丸善が、償還請求のあった第1回A種優先株式、第1回B種優先株式、第1回C種優先株式又は第1回D種優先株式について償還に応じることができなかった場合には、未償還の優先株式に係る優先株主は、その後の丸善株主総会において議決権を有する。
- 3) 平成19年1月31日に終了する事業年度以降のある事業年度末日における丸善の連結損益計算書上の営業利益が1,500,000,000円未満となった場合には、当該事業年度に係る定時株主総会から、その後初めに丸善の連結損益計算書上の営業利益が1,500,000,000円以上となる事業年度に係る定時株主総会の終結の時まで、第1回A種優先株主、第1回B種優先株主、第1回C種優先株主及び第1回D種優先株主は議決権を有する。
- (10)優先順位
- a) 各種優先株式相互の優先配当金及び累積未払配当金の支払順位は、同順位とする。
- b) 各種優先株式相互の残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。
- (11)単元株式数 1株
- (12)種類株主総会の決議
- 定款において、会社法第322条第2項に関する定めは無い。
- (13)上記各項のほか、新株式の発行は各種の法令に基づく必要手続の効力発生を条件とする。

T R C

平成21年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 532,101	普通株式 532,101	全て譲渡制限株式であります。当該株式を譲渡により取得する場合、株主又は取得者はT R Cの取締役会の承認を要します。T R Cは単元株制度は採用していません。
単元未満株式			
発行済株式総数	普通株式 532,101		
総株主の議決権		532,101	

【自己株式等】

当社は新設会社でありますので、本届出書提出日現在において自己株式はありません。

なお、当社の完全子会社となる丸善の平成21年7月31日現在における自己株式の状況については以下のとおりであり、T R Cは平成21年3月31日現在において自己株式を所有していません。

平成21年7月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 丸善株式会社	東京都中央区日本橋 3丁目9番2号	376,000		376,000	0.21
計		376,000		376,000	0.21

(7)【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

当社は新設会社でありますので、該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

当社は新設会社でありますので、該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

当社は新設会社でありますので、該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

当社は新設会社でありますので、該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

当社は新設会社でありますので、該当事項はありません。

3【配当政策】

配当の基本的な方針、毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針、内部留保資金の用途につきましては、当社が新設会社であるため、未定です。また、最近事業年度の配当決定に当たっての考え方につきましては、当社は本株式移転により平成22年2月1日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、該当事項はありません。

配当の決定機関につきましては、当社は、株主総会の決議によるものとする予定です。また、中間配当（会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をいいます。）につきましては、当社は、取締役会の決議によって中間配当をすることができる旨を定款で定める予定です。

当社の剰余金の配当の基準日は、期末配当については毎年1月31日、中間配当については毎年7月31日とする旨を定款で定める予定です。

4【株価の推移】

当社は新設会社でありますので、本届出書提出日現在において株価はありません。

なお、当社の完全子会社となる丸善の株価の推移は以下のとおりです。なお、T R Cにつきましては、非上場会社であるため、時価はありません。

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第195期	第196期	第197期	第198期	第199期	第200期
決算年月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年1月	平成19年1月	平成20年1月	平成21年1月
最高(円)	337	325	271	280	230	133
最低(円)	131	178	171	167	95	53

(注) 1. 上記は普通株式の株価の推移であり、最高・最低株価は東京証券取引所（市場第一部）におけるものです。なお、種類株式については、非上場であるため記載しておりません。

2. 決算期の変更により、第197期は平成17年4月1日から平成18年1月31日までの10ヶ月決算となっております。

(2)【最近6箇月間の月別最高・最低株価】

月別	平成21年5月	6月	7月	8月	9月	10月
最高(円)	96	107	102	104	112	100
最低(円)	80	89	77	88	89	83

(注) 上記は普通株式の株価の推移であり、最高・最低株価は東京証券取引所（市場第一部）におけるものです。なお、種類株式については、非上場であるため記載しておりません。

5【役員の状況】

就任予定の当社の役員の状況は、以下のとおりであります。

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1)所有する丸善の普通株式数 (2)所有するT R Cの普通株式数 (3)割当てられる当社の普通株式数
代表取締役 会長		石井 昭	昭和8年 8月7日生	昭和36年12月 株式会社学校図書サービス（現株式会社図書館流通センター）設立、代表取締役社長就任 昭和54年12月 株式会社図書館流通センター代表取締役専務 平成5年7月 同社代表取締役社長 平成12年6月 同社代表取締役社長退任 平成15年2月 同社取締役 平成15年4月 同社代表取締役会長（現任）	(注2)	(1) 株 (2) 40,729株 (3) 2,761,426株
代表取締役 副会長		西村 達也	昭和23年 11月29日生	昭和46年3月 大日本印刷株式会社入社 平成13年4月 同社東北事業部長 平成13年6月 同社取締役東北事業部長 平成17年6月 同社常務取締役市谷事業部長、東北地区担当 平成20年5月 同社常務取締役I P S事業部担当 平成21年6月 同社常務役員教育・出版流通ソリューション本部担当（現任）	(注2)	(1) 株 (2) 株 (3) 株
代表取締役 社長	最高経営 責任者	小城 武彦	昭和36年 8月8日生	昭和59年4月 通商産業省（現 経済産業省）入省 平成9年7月 カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社入社 平成11年6月 同社取締役 平成12年5月 株式会社ツタヤオンライン代表取締役社長 平成13年6月 カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社常務取締役 平成14年6月 同社代表取締役常務 平成16年7月 株式会社産業再生機構マネージングディレクター 平成16年11月 カネボウ株式会社代表執行役社長 平成18年1月 同社代表執行役社長退任 平成18年6月 株式会社産業再生機構退社 平成19年1月 丸善株式会社顧問 平成19年4月 同社代表取締役社長 平成19年8月 同社代表取締役社長兼店舗事業部長 平成20年8月 同社代表取締役社長 平成21年2月 同社代表取締役社長兼教育・学術事業本部長（現任）	(注2)	(1) 189,423株 (2) 株 (3) 18,942株
取締役		小澤 嘉謹	昭和15年 10月17日生	昭和37年4月 株式会社学校図書サービス（現株式会社図書館流通センター）入社 昭和38年2月 同社取締役 昭和47年12月 同社代表取締役専務 平成3年9月 株式会社図書館流通センター取締役 平成5年7月 同社専務取締役 平成12年6月 同社代表取締役会長 平成15年4月 同社代表取締役会長辞任 平成16年6月 同社代表取締役（現任）	(注2)	(1) 株 (2) 株 (3) 株

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1)所有する丸善の普通株式数 (2)所有するT R Cの普通株式数 (3)割当てられる当社の普通株式数
取締役		土方 裕之	昭和30年 12月22日生	昭和54年4月 丸善株式会社入社 平成10年4月 同社学術情報ナビゲーション事業部商品本部企画開発センター営業推進部長兼同営業推進第一グループ長 平成12年7月 同社学術情報ナビゲーション事業部商品本部企画開発部長兼同プロモーショングループ長 平成13年6月 同社学術情報ナビゲーション事業部商品本部副本部長兼同企画開発部長 平成15年7月 同社社長室副室長 平成17年7月 同社社長室長 平成18年3月 同社社長室長兼C F T推進室長 平成18年4月 同社取締役兼上席執行役員社長室長兼C F T推進室長 平成19年4月 同社取締役経営企画本部長 平成20年4月 同社常務取締役経営企画本部長 平成21年2月 同社常務取締役経営企画本部長兼教育・学術事業本部商品センター管掌 平成21年6月 ブックオフコーポレーション株式会社取締役（現任） 平成21年8月 同社常務取締役経営企画本部長兼教育・学術事業本部学術情報ソリューション事業部商品センター管掌（現任）	(注2)	(1) 17,008株 (2) 株 (3) 1,700株
取締役		松尾 英介	昭和28年 7月30日生	昭和51年4月 大日本印刷株式会社入社 平成4年12月 同社市谷事業部企画管理部長 平成8年12月 同社包装事業部企画管理部長 平成11年4月 同社管理部 平成17年7月 同社事業企画推進室長 平成20年4月 丸善株式会社常務取締役管理本部長兼教育・学術事業本部副事業本部長（現任）	(注2)	(1) 6,043株 (2) 株 (3) 604株
常勤監査役		栗林 忠道	昭和18年 11月8日生	昭和43年3月 大日本印刷株式会社入社 平成6年6月 同社経理本部経理第2部長 平成6年12月 大日本印刷アカウンティングシステム株式会社取締役 平成10年6月 大日本印刷株式会社監査部 平成13年2月 北海道コカ・コーラボトリング株式会社顧問 平成13年3月 同社取締役経理部長 平成18年3月 株式会社D N Pアカウンティングサービス取締役 平成20年5月 同社顧問 平成20年6月 株式会社図書館流通センター監査役（現任）	(注3)	(1) 株 (2) 株 (3) 株
監査役		古谷 滋海	昭和25年 9月10日生	昭和48年4月 大日本印刷株式会社入社 平成14年6月 株式会社D N Pオフセット社長 平成16年4月 大日本印刷株式会社関連事業部長 平成16年10月 同社管理部長 平成18年6月 同社役員（コーポレート・オフィサー）管理部長 平成19年5月 同社役員（コーポレート・オフィサー）管理部長兼関連事業部担当 平成20年4月 丸善株式会社取締役（現任） 平成21年5月 大日本印刷株式会社役員管理部長兼関連事業部担当（現任）	(注3)	(1) 株 (2) 株 (3) 株
監査役		峯村 隆二	昭和27年 8月22日生	昭和55年4月 大日本印刷株式会社入社 平成13年12月 同社法務部長 平成19年6月 同社役員（コーポレート・オフィサー）法務部長 平成21年5月 同社役員法務部長（現任）	(注3)	(1) 株 (2) 株 (3) 株

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1)所有する丸善の普通株式数 (2)所有するTRCの普通株式数 (3)割当てられる当社の普通株式数
監査役		橋本 博文	昭和32年 7月8日生	昭和56年4月 大日本印刷株式会社入社 平成9年1月 PT DNP Indonesia 平成13年6月 大日本印刷株式会社関連事業部 平成14年4月 同社商印事業部企画管理部長 平成18年4月 同社D A C本部長 平成19年4月 同社商印事業部D A C事業推進本部長 平成19年10月 同社商印事業部ソリューションサポート本部副本部長 平成20年4月 同社事業企画推進室副室長 平成20年6月 株式会社図書館流通センター取締役（現任） 平成21年11月 大日本印刷株式会社事業企画推進室長（現任）	(注3)	(1) 株 (2) 株 (3) 株
計						(1) 212,474株 (2) 40,729株 (3) 2,782,672株

(注) 1. 監査役就任予定の栗林 忠道氏、古谷 滋海氏、峯村 隆二氏及び橋本 博文氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。

2. 取締役の任期は、平成22年2月1日から平成23年1月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

3. 監査役の任期は、平成22年2月1日から平成26年1月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「価値観：知は社会の礎である」を経営理念とし、またグループビジョンとして「知の生成と流通に革新をもたらす企業集団となる」を掲げて事業運営を執り行っていくものとし、その実現のためには、株主、お客様、お取引先様をはじめとするステークホルダーの皆様からのご期待に応えながら経営の透明性を高めることでその信頼を得て、継続的に企業価値を高めていくことが必要であると考えております。そのための経営体制に関しては、経営意思決定の迅速化、業務執行の適正性及び効率性を確保するとともに、企業経営の監査・監督の充実を図り、正直で透明な組織運営を行うことを基本とするコーポレート・ガバナンスの強化が経営上の最重要課題であると認識しております。

経営理念

「価値観：知は社会の礎である」

私たちは、知が人に与える力を信じます。そして時代にそくした最良の知のグローバルな循環が21世紀の創発的な日本の社会の礎であると考えます。

グループビジョン

「知の生成と流通に革新をもたらす企業集団となる」

私たちは、「知は社会の礎である」という価値観を共有し、教育・学術機関、図書館、出版業界等と連携し、最良な知の生成・流通と知的な環境づくりにおいて、革新的な仕組みを創出、提供することにより、業界の活性化をリードし、日本の社会に貢献する企業集団となることを目指します。

会社の機関の内容

当社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を設置いたします。

役員報酬の内容

当社の取締役及び監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定めるものとします（但し、当社の成立の日から最初の定時株主総会の時までの期間の当社の取締役の報酬等の額は、月額3,000万円以内とし、監査役の報酬等の額は、月額1,000万円以内とする予定です。）

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う旨を定款に定める予定です。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとしている事項

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって当社の株式を取得することができる旨を定款で定める予定です。

また、当社は、株主への機動的な利益還元の実施を目的として、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年7月31日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款で定める予定です。

さらに、当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき取締役会の決議によって取締役（取締役であった者を含みます。）及び監査役（監査役であった者を含みます。）の同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定款で定める予定です。これは、取締役及び監査役の職務の遂行における責任を合理的範囲にとどめ、期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的とするものです。

取締役の定数及び選任

当社の取締役は12名以内とする旨を定款で定める予定です。取締役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を持って決定する旨を定款で定める予定です。また、取締役の選任については累積投票によらない旨を定款で定める予定です。

監査役に関する定款の規定

当社の監査役は4名以内とする旨を定款で定める予定です。

社外役員の責任限定に関する定款の規定

当社は、社外役員として優秀な人材を招聘できるよう、会社法第427条第1項の規定により、社外役員との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款で定める予定です。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする旨を定款で定める予定です。

社外監査役候補者との関係

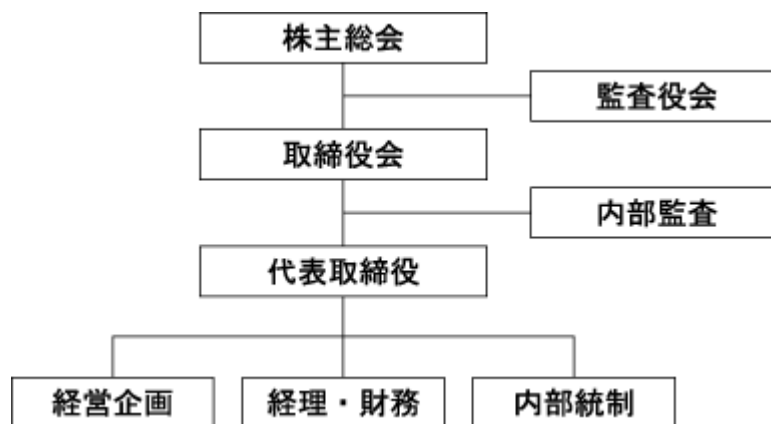
社外監査役候補者古谷滋海氏は、当社の完全子会社となる丸善の社外取締役に就任しておりますが、当社成立の前日をもって丸善の社外取締役に辞任する予定です。

社外監査役候補者橋本博文氏は、当社の完全子会社となるTRCの取締役に就任しておりますが、当社成立の前日をもってTRCの取締役に辞任する予定です。

以上のほか、社外監査役候補者と当社との間に人的関係、資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

当社の組織図（予定）

当社の組織図（予定）は下図のとおりであります。



その他の事項

その他の事項については、当社は新設会社であるため、未定です。

(2) 【監査報酬の内容等】

当社の会計監査人につきましては、明治監査法人を予定しております。公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬は今後締結する予定の当社と明治監査法人との契約により決定します。なお、非監査業務に関しては、未定です。

第5【経理の状況】

当社は新設会社であり、会社法の株式移転の手續に基づき、平成21年2月1日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる丸善の経理の状況については、丸善の有価証券報告書（平成21年4月30日提出）及び四半期報告書（平成21年6月12日及び平成21年9月14日提出）をご参照ください。

当社の完全子会社となるTRCは、有価証券報告書提出会社以外の会社であるため、経理の状況について参照すべきものではありません。

第 6 【提出会社の株式事務の概要】

当社の株式事務の概要は、以下のとおりとなる予定です。

事業年度	2月1日から1月31日まで
定時株主総会	4月中
基準日	1月31日
剰余金の配当の基準日	7月31日 1月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社本店
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式売買の委託にかかわる手数料相当額として当社が別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL：未定
株主に対する特典	未定

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【特別情報】

第1【提出会社及び連動子会社の最近の財務諸表】

1【貸借対照表】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

2【損益計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

3【株主資本等変動計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

4【キャッシュ・フロー計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

第五部【組織再編成対象会社情報】

第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

丸善

(1)【組織再編成対象会社が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第200期（自平成20年2月1日 至平成21年1月31日）平成21年4月30日関東財務局長に提出。

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第201期第1四半期（自平成21年2月1日 至平成21年4月30日）平成21年6月12日関東財務局長に提出。

事業年度 第201期第2四半期（自平成21年5月1日 至平成21年7月31日）平成21年9月14日関東財務局長に提出。

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2)【上記書類を縦覧に供している場所】

丸善株式会社 本店

（東京都中央区日本橋3丁目9番2号）

丸善株式会社 名古屋支店

（名古屋市中区栄3丁目2番7号）

丸善株式会社 大阪支店

（大阪市中央区久太郎町2丁目5番28号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

T R C

該当事項はありません。

第六部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はありません。

2【取得者の概況】

該当事項はありません。

3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において株主はおりませんが、当社の完全子会社となる丸善の平成21年7月31日現在及びTRCの平成21年3月31日現在の株主の状況は以下のとおりです。

(1) 丸善

所有株式数別

平成21年7月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	株式総数 に対する 所有株式数 の割合(%)
大日本印刷株式会社	東京都新宿区市谷加賀町1丁目1番1号	68,315 (44)	38.71
株式会社トーハン	東京都新宿区東五軒町6番24号	5,213	2.95
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町1丁目1番2号	5,017	2.84
株式会社みずほ銀行（常任代理人資産管理サービス信託銀行株式会社）	東京都千代田区内幸町1丁目1番5号 （東京都中央区晴海1丁目8番12号）	5,015	2.84
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4G）	東京都中央区晴海1丁目8番11号	4,303	2.43
丸善取引先持株会	東京都中央区日本橋3丁目9番2号	3,064	1.73
川村 裕二	静岡県焼津市	2,741	1.55
明治安田生命保険相互会社（常任代理人資産管理サービス信託銀行株式会社）	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号 （東京都中央区晴海1丁目8番12号）	2,379	1.34
三井生命保険株式会社（常任代理人日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）	東京都千代田区大手町1丁目2番3号 （東京都中央区晴海1丁目8番11号）	2,000	1.13
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	1,826	1.03
計		99,875 (44)	56.60

(注) 所有株式数の()内書きは、第1回A種優先株式11,120株、第1回B種優先株式11,120株、第1回C種優先株式11,120株及び第1回D種優先株式11,120株の計44,480株であります。

所有議決権数別

平成21年7月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決 権に対する 所有議決権数 の割合(%)
大日本印刷株式会社	東京都新宿区市谷加賀町1丁目1番1号	112,751	51.26
株式会社トーハン	東京都新宿区東五軒町6番24号	5,213	2.37
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町1丁目1番2号	5,017	2.28
株式会社みずほ銀行(常任代理人資産管理サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区内幸町1丁目1番5号 (東京都中央区晴海1丁目8番12号)	5,015	2.28
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4G)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	4,303	1.95
丸善取引先持株会	東京都中央区日本橋3丁目9番2号	3,064	1.39
川村 裕二	静岡県焼津市	2,741	1.24
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人資産管理サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号 (東京都中央区晴海1丁目8番12号)	2,379	1.08
三井生命保険株式会社(常任代理人日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区大手町1丁目2番3号 (東京都中央区晴海1丁目8番11号)	2,000	0.90
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	1,826	0.83
計		144,309	65.61

(2)TRC

平成21年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数 に対する 所有株式数 の割合(%)
大日本印刷株式会社	東京都新宿区市谷加賀町1丁目1番1号	267,906	50.35
株式会社トーハン	東京都新宿区東五軒町6番24号	46,800	8.80
図書館流通センター従業員持株会	東京都文京区大塚3丁目4番7号	46,510	8.74
石井 昭	東京都文京区	40,729	7.65
株式会社講談社	東京都文京区音羽2丁目12番21号	35,000	6.58
株式会社小学館	東京都千代田区一ツ橋2丁目3番1号	32,500	6.11
特定非営利活動法人図書館の学校	東京都文京区大塚3丁目4番7号	13,560	2.55
株式会社ポプラホールディングス	東京都新宿区大京町22番1号	11,928	2.24
株式会社新潮社	東京都新宿区矢来町71	10,000	1.88
谷一 文子	東京都世田谷区	4,504	0.85
計		509,437	95.74

当社は、株式移転の方法により平成22年2月1日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領しておりません。

当社は、株式移転の方法により平成22年2月1日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領しておりません。